

令和元年第 3 回

おいらせ町議会定例会

決算特別委員会

会議録第 1 号

おいらせ町議会 令和元年決算特別委員会記録

| おいらせ町議会 令和元年決算特別委員会記録第1号 | | | | |
|--------------------------|--------------------------|---------|-----------------------|-----------|
| 招集年月日 | 令和元年9月12日(木) | | | |
| 招集の場所 | おいらせ町役場本庁舎議場 | | | |
| 開 会 | 令和元年9月12日 午前10時01分 委員長宣告 | | | |
| 閉 会 | 令和元年9月13日 午前11時09分 委員長宣告 | | | |
| 出席委員 | 氏 名 | | 氏 名 | |
| | 佐々木 勝 | | 澤 上 勝 | |
| | 澤 上 訓 | | 木 村 忠 一 | |
| | 田 中 正 一 | | 日野口 和 子 | |
| | 平 野 敏 彦 | | 沼 端 務 | |
| | 吉 村 敏 文 | | 澤 頭 好 孝 | |
| | 柏 崎 利 信 | | 西 館 芳 信 | |
| | 松 林 義 光 | | 檜 山 忠 | |
| | 西 館 秀 雄 | | | |
| 欠席委員 | 馬 場 正 治 | | | |
| 会議事件説明のため出席した者の職氏名 | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
| | 町 長 | 成 田 隆 | 副 町 長 | 小 向 仁 生 |
| | 総 務 課 長 | 泉 山 裕 一 | 政 策 推 進 課 長 | 成 田 光 寿 |
| | 財 政 管 財 課 長 | 岡 本 啓 一 | まちづくり防災課長 | 三 村 俊 介 |
| | 税 務 課 長 | 福 田 輝 雄 | 町 民 課 長 | 澤 頭 則 光 |
| | 環 境 保 健 課 長 | 柏 崎 勝 徳 | 介 護 福 祉 課 長 | 田 中 淳 也 |
| | 農 林 水 産 課 長 | 赤 坂 千 敏 | 商 工 観 光 課 長 | 久 保 田 優 治 |
| | 地 域 整 備 課 長 | 西 館 道 幸 | 会 計 管 理 者 | 佐々木 拓 仁 |
| | 病 院 事 務 長 | 田 中 貴 重 | 教 育 委 員 会 教 育 長 | 松 林 義 一 |
| | 学 務 課 長 | 柏 崎 和 紀 | 社 会 教 育 ・ 体 育 課 長 | 松 山 公 士 |
| | 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 | 相 坂 一 男 | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 泉 山 裕 一 |
| | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 赤 坂 千 敏 | 監 査 委 員 | 柏 崎 堅 一 |
| | 監 査 委 員 事 務 局 長 | 小 向 正 志 | 農 業 委 員 会 会 長 | 大 川 義 博 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 事 務 局 長 | 小 向 正 志 | 事 務 局 次 長 | 高 橋 勝 江 |
| | 主 任 主 査 | 袴 田 光 雄 | | |

| | |
|---------|--|
| 事 件 題 目 | 1. 認定第1号 平成30年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 2. 認定第2号 平成30年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 3. 認定第3号 平成30年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 4. 認定第4号 平成30年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 5. 認定第5号 平成30年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 6. 認定第6号 平成30年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 7. 認定第7号 平成30年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 8. 認定第8号 平成30年度おいらせ町病院事業会計決算認定について |
| | …………以下余白………… |

| 発 言 者 | 発 言 者 の 要 旨 |
|--------------------|--|
| 事務局長 (小向正志君) | <p>修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。</p> |
| 平野委員長 | <p>おはようございます。 一言ご挨拶を申し上げます。 付託を受けました決算特別委員会が開会されますが、今回の決算特別委員会審査に当たっての議事進行につきましては、各委員の何分のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> |
| 平野委員長 | <p>ただいまの出席委員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開会いたします。 なお、馬場正治委員は本日所用のため欠席との申し出がありましたので、報告いたします。 また、説明補助員として、担当課長補佐、担当職員が議場内出入りをすることを許可を与えておりますので、その旨ご了承ください。</p> |
| 平野委員長 (委員席) | <p>(開会時刻 午前10時01分) 当委員会に付託されました案件を審査する前に、先般配付済みの平成30年度おいらせ町各会計歳入歳出決算審査意見書について、一部誤りがありましたので、お手元に配付のとおりお知らせをいたします。 当委員会に付託されました案件を審査する前に、監査委員より提出されております各会計歳入歳出決算審査意見書について質疑を受けます。 質疑ございませんか。</p> |
| 平野委員長 | <p>なしと認め、質疑を終わります。 これより議事に入ります。 当委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの8認定議案のうち、認定第1号、平成30年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 会計管理者。</p> |
| 会計管理者 | <p>おはようございます。</p> |

なしの声

(佐々木拓仁君)

それでは、認定第1号についてご説明いたします。

事前に提出しております平成30年度おいらせ町決算報告書の主要施策の成果に基づき、主要部分のみ説明いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、主要施策の成果の1ページをごらんください。

まず、決算規模でございます。

第1表、決算規模及び収支の推移をごらんください。

右端に記載の平成30年度決算額ですが、歳入決算額は104億9,855万5,000円で前年度比10.5%の減、また歳出決算額は103億1,197万6,000円で前年度比10.9%の減となっております。

歳入歳出差引額は1億8,657万9,000円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源241万3,000円を差し引いた実質収支額は1億8,416万6,000円となっております。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定及びおいらせ町財政調整基金条例第2条第2号の規定に基づき、決算剰余金の2分の1以上である1億円を財政調整基金に積み立てするものです。

続きまして、6ページをごらんください。

歳入の内訳については、主な項目についてご説明いたします。

まず、1款町税です。科目別収入状況の表をごらんください。

収入済額の合計は25億8,148万4,000円で、前年度比2.4%の減となっております。

主なものでは、町民税が11億4,109万8,000円で前年度比2.4%の減、固定資産税が11億6,530万2,000円で前年度比2.9%の減となっております。

続きまして、8ページをごらんください。

10款地方交付税です。地方交付税の状況の表をごらんください。

収入済額の合計は34億621万3,000円で、前年度3.0%の減となっております。

内訳としては、普通交付税は29億5,377万5,000円で前年度比3.0%の減となり、特別交付税は3億9,091万3,000円で前年度比3.4%の増、震災復興特別交付税は6,152万5,000円で前年度比31.2%の減となっております。

続きまして、11ページ、12ページをごらんください。

14款国庫支出金です。国庫支出金の内訳の表をごらんください。

12ページの収入済額合計は12億9,049万9,000円で、前年度比4.7%の減となっております。減額の主な要因は、防衛施設周辺民生安定施設整備

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>事業費補助金などの減によるものです。</p> <p>続きまして、15ページをごらんください。</p> <p>18款繰入金です。繰入金の内訳の表をごらんください。</p> <p>収入済額の合計は2億9,774万2,000円で、前年度比0.3%の増となっております。増額の主な要因は、財政調整基金繰入金などの増によるものです。</p> <p>続きまして、17ページをごらんください。</p> <p>21款町債です。町債の内訳の表をごらんください。</p> <p>借入額の合計は9億3,320万円で、前年度比41.9%の減となっております。減額の主な要因は、学校給食センター建設事業やプール施設建設事業に係る借り入れの減によるものです。</p> <p>続きまして、18ページをごらんください。</p> <p>歳出の内訳については、第7表、目的別歳出決算額の推移をごらんください。</p> <p>構成比で大きいものは、3款民生費の32億6,392万5,000円で構成比は31.7%となり、以下、10款教育費17億5,360万2,000円で17.0%、8款土木費13億8,092万円で13.4%、2款総務費13億5,670万1,000円で13.2%、12款公債費10億2,734万円で10.0%となっております。</p> <p>前年度と比較しますと、土木費は公共下水道事業特別会計繰出金などの増により3.8%の増、教育費は学校給食センター建設事業の終了などにより34.9%の減、消防費は防災行政無線放送施設整備事業の終了などにより34.0%の減となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、歳入歳出決算書事項別明細書により行います。</p> <p>歳入歳出決算のうち、歳入についての質疑を行います。</p> <p>第1款町税についての質疑を受けます。</p> <p>一般会計歳入歳出決算書の15ページから16ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> |
| <p>(委員席)</p> <p>平野委員長</p> | <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第1款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金までについての質疑を受けます。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| 西館芳信委員 | <p>15ページから20ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>西館芳信委員。</p> <p>地方譲与税についてお尋ねします、1点だけ。</p> <p>決算書は15ページですか、それから主要成果は3ページあたりになるんですが、第3表の6、数字が計上されています。これが10月から新消費税の制度の施行ということになれば、そのまま1年分、あと会計年度は半年しかないところに、それから全部が全部10%になるわけじゃないということで、簡単に8%から10%、2%ふえるということにはならないと思いますが、町としてはどれぐらいの増加の試算をしておりますか、そこ1点お願いします。</p> |
| 平野委員長 | <p>財政管財課長。</p> |
| 財政管財課長 (岡本啓一君) | <p>ただいまのご質問は恐らく地方消費税交付金のことによろしかったでしょうか。お答えいたします。</p> <p>現在、当課としましては、消費税交付金の額がふえるとか、ふえるであろうなというぐらいは想定はしておりますけれども、幾らになるかという想定まではしておりません。</p> <p>ちなみに、現在の地方消費税交付金は、ただいまの税率8%のうち1.7%という感じで交付を受けております。これが10月からは10%のうち2.2%、軽減税率が適用のものは8%のうち1.76%という税率だけはわかっているんですけれども、これが幾らになるかというのはまだ当課では把握していない状況でございます。以上です。</p> |
| 平野委員長 | <p>西館委員。</p> |
| 西館芳信委員 | <p>歳入合計に対する比率ということでは、町税だとかですね、3番目と4.1%ですけれども、非常に高い率を占めております。正確に把握して、素早く次年度の事業に対応していくということは大事なことだと思いますので、そのところをよろしく願いいたします。答弁はよろしいです。</p> |
| 平野委員長 (委員席) | <p>ほかにごございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| 平野委員長 | <p>なしと認め、第2款から第11款までについての質疑を終わります。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>次に、第12款分担金及び負担金から第13款使用料及び手数料までについての質疑を受けます。</p> <p>19ページから24ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>檜山 忠委員。</p> |
| 檜山 忠委員 | <p>24ページなんですけれども、24ページのところでちょっと聞きたいことがあるんですけども、テニスコート使用料についてなんですけれども、38万2,000円と出ていましたけれども、これは下田公園のテニスコートも入っているんじゃないかなと思うんですが、下田コートの分の使用料金を聞きたいということで、それから主要施策の成果の117ページにそれが出ていると思いますが、117ページに使用人数の関係等が出ています。使用件数が94件、利用者数が334人と出ていますが、これ間違いがないかということをもまず一つ聞きたいことです。</p> <p>それから、開発、ここは区分の1の都市計画手数料についてなんですけれども、開発許可手数料77万5,000円ということで出ていますが、これについても主要施策の成果の10ページを見ていただきたいと思います。これを見ると、昨年の17万7,000円かな、それがことしは、平成30年は77万5,000円ということで、急激に多くなっているということで、これはどうしてこれが出てきたのかもあわせて聞きたいということです。</p> |
| 平野委員長 | <p>社会教育・体育課長。</p> |
| 社会教育・体育課長 (松山公士君) | <p>お答えします。</p> <p>テニスコートの部分でございますが、下田公園については94件の334人ということで、金額としては5万1500円ということで使用料をいただいております。この数についてはきちんと把握した数ということでございまして、間違いなくこの334人は利用したということでございまして、一方、いちょう公園のテニスコートは732件の7,990人ということで、こちらも正確な数字であるということでございます。以上です。</p> |
| 平野委員長 | <p>地域整備課長。</p> |
| 地域整備課長 (西館道幸君) | <p>開発許可の申請の手数料の増加ということなんですけれども、件数が単純に多かったということになるかと思っておりますけれども、具体的な申請の部分まで把握してい</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 平野委員長 | ないので、後刻報告させていただきます。以上です。 |
| 檜山 忠委員 | <p>檜山委員。</p> <p>テニスコートなんですけれども、本当にこれはこのとおり使われていますか。私、公園を週に1回ぐらい、平均して1回ぐらい回って歩いているんですけども、ほぼ使われていることがないですね。あの周辺ではグラウンドゴルフの人たちが使っているということで、本当だろうかかと不思議に思っていますけれども、カウントされているのであればですね。</p> <p>料金は、町内は200円、町外は400円ということになっていると思いますけれども、ただあのコートの状態だと貸すほうが恥ずかしいくらいな状態ですよ。あの荒れたコートをよく貸しているなという感じも、借りるほうもそれよくて借りているだろうから何とも言えないんですけども、何とかあれをする方法をもう少し考えて、ちゃんと貸してあげたらもっともって人数がふえるんじゃないかなと思っていました。ということ。</p> <p>それから、開発の手続の関係なんですけれども、これは、意味するのはどういう許可手数料になるのでしょうか、その内容を教えていただけますか。</p> |
| 平野委員長 | 地域整備課長。 |
| 地域整備課長 (西舘道幸君) | <p>開発の行為なんですけれども、市街化調整区域にかかわる開発の行為と、市街化調整地域のうちの開発許可を受けた開発区域以外の区域における建物の新築とか改築もしくは用途の変更、第1種特定工作物の新設の行為を行う場合にこの行為が発生してくるものでありまして、その規模とか市街化調整区域などによってその額が決まっております、それによって件数が出て、この手数料が発生してくるというものですので、その件数と規模については後刻の報告とさせていただきます。以上です。</p> |
| 平野委員長 | 社会教育・体育課長。 |
| 社会教育・体育課長 (松山公士君) | <p>先ほどのテニスコートのご質問でございますが、確かに使われているのは土日が多いということで、町内のテニス愛好家の方々が、テニスコートはほかの市町村にもございますが、下田公園はそれほど混み合っていないということもあって穴場的な存在になっているのかと思っております、そういった愛好家以外にも、キャンプ場もございますし、そのキャンプに来られた方々もテニスで</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>きるんだということで、それでお借りしている状況でございまして、その数は農村環境改善センターで委託社員が集計しておりまして、間違いないものかと思っております。</p> <p>一方、老朽化しているということで、私も見ているところでございますが、確かにひび割れ等非常にすごくて、縦に割れていまして、草も生えているような状況がございまして。そんな中で、これは平成元年に整備されたということで、30年も経過している、その間修繕したかどうかの経緯はちょっと把握してないんですが、平成30年度の予算要求で、ここのコート表面部分を修繕するのに幾らかかかるかということで、1,200万円ほどかかるということで要求はしてございました。ただ、それは査定結果でつかなかったんですが、そのぐらいの3センチぐらい削って、そこをきれいに直すというのが1,200万円ぐらいかかるということで、今のところはちょっと、やるかやらないかというのは考えておりませんが、貸し出す際には、そういうコートだと、ひび割れもして非常にまずい部分もあるけれども、それでも借りますかということで貸し出ししているということで聞いておりますので、利用料金200円が高い安いという部分もございまして、その辺もちょっと今後、改修の部分と利用料金の部分といった部分を検討してまいりたいと思います。以上です。</p> |
| 平野委員長 | <p>檜山委員。</p> |
| 檜山 忠委員 | <p>テニスコートについては、これは多目的ドームのこともあるだろうし、そういうのが連携になるということもあったりしたら、他のスポーツ施設を充実をさせてあげるように、余り金が、費用対効果がどれだけあるとか、そういうのも計算しなきゃならないでしょうけれども、できるだけ充実させてほしいというものであります。</p> <p>それから、開発手数料の関係なんですけれども、これ定住促進の関係が、何ですかね、いろいろな施策が実って、うちを建てる人たちが多くなったとも考えられませんか、どうですか。それとは関係ないんですかね。</p> |
| 平野委員長 | <p>地域整備課長。</p> |
| 地域整備課長 (西舘道幸君) | <p>確かに定住促進の部分も幾らかは関係してくるかと思いますけれども、やはり消費税の増税が10月から始まるという部分での8%のうちにそういう大きな買い物をしたいという需要は確かにふえていると思っております。以上です。</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| 平野委員長 | <p>ほかにございませんか。</p> <p>柏崎委員。</p> |
| 柏崎利信委員 | <p>13款8目教育使用料のところでもって、おいらせ阿光坊古墳館の入館料、それから阿光坊古墳館の使用料とございますが、たしか入館料は1人200円だと思うんですが、この端数の160円というのはどういうふうにして割り出せばこういう数字が出るものなのか。</p> <p>古墳館の使用料100円とあるわけですけども、これはどのような場所を借りれば100円で借りられるものなのか、その辺がちょっと私も存じ上げないものですから、参考までにちょっと聞いておきたいなと思ひまして、よろしくお願ひします。</p> |
| 平野委員長 | <p>社会教育・体育課長。</p> |
| <p>社会教育・体育課長 (松山公土君)</p> | <p>お答えいたします。</p> <p>まずは古墳館の入館料がなぜ160円という端数が出るかという部分ですが、15人以上の団体については、小学生、中学生だと例えば15人以上来ると30円ということになっておりまして、その分がその60円に影響しているものだと思います。</p> <p>あと一方で、下の古墳館の使用料100円ということでございますが、これは体験学習室がございまして、そこは冷暖房完備でございまして、全館もちろん冷暖房あるんですが、そこを1時間当たり100円ということで、たまたま使った団体なりが1時間100円冷暖房を使用したというものでございます。</p> <p>以上です。</p> |
| 平野委員長 | <p>柏崎委員。</p> |
| 柏崎利信委員 | <p>団体ですと30円ということなので、その関係ではないのかと。そうすると、この金額からではどれぐらいの方が利用しているか明確に割り切れない部分がありますので、どの程度の方がご利用になったのか、それもお知らせください。</p> <p>それと、何かうわさでは、下田中学校の生徒が「阿光坊古墳館は涼しくて、たまげた勉強しやすいということで行ってらず」という話を聞いてらったんですが、たったの1時間しか行ってなかったというのはちょっとがっかりしました。積極的に活用していただけるように、課からも学校側に働きかけたいかがでしようかと思ひますが、どうでしょうか。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 平野委員長 | 社会教育・体育課長。 |
| 社会教育・体育課長 (松山公士君) | <p>先ほどの中学生の部分でまずお答えいたします。</p> <p>2階の部分で中学生が勉強をよくされています、私も行って見えていますけれども。さっき言った部分は、1階の右側に体験学習室という、勾玉づくりだとかそういうものをやる場所なんです、そこについては冷暖房使用ということで1時間100円かかるということで、中学生については2階で、ちょうど新幹線が見える場所で勉強をされています。</p> <p>あと、人数についてですけれども、4,164人、昨年度入館しておりまして、ことし7月5日には1万人突破ということで、そういう状況になっております。</p> <p>以上です。</p> |
| 平野委員長 | 松林委員。 |
| 松林義光委員 | <p>財政の厳しい観点から質問をしたいと思います。</p> <p>この手数料なんですけれども、町民プールとか大山将棋記念館、無料にしました。私も賛成した一人でございます。が、現在、財政が厳しいがゆえに、多目的ドーム凍結になりました。凍結しましょうということになったわけでありまして。そして今、テニスコート、前には澤上 訓委員もこれを修復しなさいという質問をしております。今、<u>檜山</u>委員からも出ています。こういう場所でも手数料をもらっております。ですから、行政は生き物であります。やはり常に私は考えなければならぬと思っております。</p> <p>町民プール、無料でありますから、本当にありがたい、使う人はありがたいでしょう。でも財政からいくと、電気料、いろいろな経費がかかっているわけでありまして。そういうことを考えても、本当に無料でいいのかなという気がします。財政が豊富であれば何も言うことはないと思いますけれども、財政課長初めかなり厳しいんだというあれであります。</p> <p>事実かどうかわかりません。町民プール、働いた方が、仕事帰り、シャワーだけを浴びて帰る人もいますよという話も聞いております。事実かどうか、私は見ていませんから、わかりません。という話もあります。</p> <p>ということで、町民プール等々の無料の手数料、いま一度考え直す気がないかどうかお伺いしたいと思います。</p> |
| 平野委員長 | 社会教育・体育課長。 |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p> | <p>お答えいたします。</p> <p>町民プールの部分については、先ほどのシャワーだけ浴びて帰るということは把握しておりませんでした。いま一度確認したいと思います。</p> <p>あと、無料化されているということで、その使用料について今後どうするかというご質問でございますが、教育長からも町民プールについては、まずは来年度、町外の方々については料金を徴収する方向で考えようというお話でございましたので、他市町村の使用料の例も見ながらそこは検討していくことにしております。</p> <p>一方で、大山将棋記念館は、無料化したことによって1,000人以上、来館者がふえたという状況もございまして、今後そこについては、今伸びている状況もありまして、来年度、指定管理者制度の導入ということもございまして、それについては指定管理者が決まった場合にはそういった部分どうするかということも協議することがあるかと思っておりますので、大山将棋記念館については来年度以降、指定管理が決まった時点で検討したいと思っております。</p> <p>あと、町民プールについては、大体8割ぐらいが町民の方、町内の方、それ以外、2割ぐらいが町外ということでございまして、町外の方々からは取る方向で考えていまして、あとアクアピクスということを講師1回1万円でやっているものですが、昨年度8回やっております。その利用者を見ると半々ぐらいで、町外の方が半分ぐらいいたりする中で、1万円かけてやっている事業でございまして、それについてはやはり人数が限られておりますので、その辺の有料化も、そちらの有料化も検討してまいりたいと思います。以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>松林委員。</p> |
| <p>松林義光委員</p> | <p>無料のほうが使う方は私はいいと思います。学校給食費無料化にして喜んでいる保護者はいっぱいおります。これがいいのかどうかはわかりませんが。</p> <p>いずれにいたしましても、総合的にもう一回検討してもらいたいと、そのことをお願いをしておきます。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>じゃ補足で、財政管財課長。</p> |
| <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p> | <p>補足で答弁申し上げます。</p> <p>使用料及び手数料、現在の単価のお話をします。</p> <p>何年か前に、旧下田町、旧百石町とそれぞれ単価の考え方が違ってございまして、</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>平野委員長</p> | <p>それを統一するという作業を行いまして、これで消費税に対応して若干の引き上げを行ったというのが現在のことでございます。その中ではもちろん減免規定があったりだとか、あるいは町外の方に対しては倍額頂戴するといったような規定もでございます。</p> <p>松林委員のおっしゃるように、その中では幾らかかって、どの程度を賄う水準かという積算を实はしたことがございませぬ。ですので、松林委員の観点はとても大事なことだと思います。どの程度の費用を受益者負担でいただくのか、そういったような部分、今話のあった社会教育施設ばかりではなくて、公共施設全般について検討課題と受けとめて、今後取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませぬか。</p> <p>答弁するほうは、委員にはページ、そういういろいろな条件がありますけれども、答弁するほうも何々委員の何ページにかかわる部分で答弁してください。そこをひとつ気を使っていただきたいと思ひます。</p> <p>ほかにございませぬか。</p> |
| <p>(委員席)</p> <p>平野委員長</p> | <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第12款から第13款までの質疑を終わります。</p> <p>次に、第14款国庫支出金から第15款県支出金までについての質疑を行います。23ページから32ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませぬか。</p> <p>西館委員。</p> |
| <p>西館芳信委員</p> | <p>西館です。</p> <p>27ページの県支出金、15款ですね、これについて2点お伺ひいたします。</p> <p>1点は、非常に減額が激しくて、3億6,000万円という数字も計上されておりますし、30何%、ここでは27.2%と、主要成果ではこういう数字等上がっております。勉強不足で申しわけないんですけども、何でこれ電源立地地域交付金がこういうふうには減少したのか、そしてもらっているところは1つだけではないわけですから、他市町村の現況もこうなのか、そして次年度からもこういう数字でいくのかという見通しを1つ。</p> <p>それから、2つ目は、次ページの28ページに、真ん中のあたりに中長期在留者住居地届出等事務委託金21万1,000円が計上されております。これはどういふ背景で、どういふ仕組みで用語として我が町が県から委託を受けたのか、そして結果として、実績としてどの程度扱ったのか、件数ですね、これを知らせ</p> |

| | |
|--------------------------------------|---|
| <p>平野委員長</p> | <p>ていただければと思います。</p> <p>以上2点、お願いします。</p> <p>政策推進課長。</p> |
| <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p> | <p>それではお答えいたします。</p> <p>歳入の県補助金、県委託金、要は県支出金の関係でございます。</p> <p>決算報告書の13ページの表でご説明いたします。</p> <p>委員ご指摘のとおり、確かに県支出金の部分トータルで昨年度前年比で3億6,200万円ほどの減ということになってございます。この中で最も大きなものが、その表の一番上、総務費補助金の企画費のところ△3億5,100万円ほどになっております。この主なものが、主な内容ということで右に書いておりますが、電源立地地域対策交付金ということでございます。</p> <p>実はこれ、平成30年度におきまして町民プールを建設してございます。その財源として電源立地地域対策交付金の中でのMOX燃料加工施設分ということで、プール施設に充当する分ということで、そのときのみ3億4,000万円ほどプラスでいただいております。平成30年度のみプール財源という形で、繰り返しになりますが、MOX燃料加工施設分ということで3億4,000万円、これが大きな要因になってございます。これは平成30年度のみでありますので、それ以降は、すいません、平成29年度です、失礼いたしました。平成29年度のみ3億4,000万円プラスになっておりますので、平成30年度以降は例年ベースで大体1億2,000万円から3,000万円ぐらいの交付額ということになってございます。以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p> | <p>町民課長。</p> <p>決算書の28ページ、中長期在留者住居地届出等事務費委託金についてご説明申し上げます。</p> <p>こちらについて、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に基づき、事務処理の経費として交付されるものであります。</p> <p>経費の内訳といたしましては、人件費に21万円、物件費に1,000円となっております。</p> <p>こちらの件数については、今承知しておりませんので、ただ概算交付ですので、もしかしたらないかもしれませんが、一応確認して後刻報告したいと思います。</p> |

| | |
|------------------------------|---|
| <p>平野委員長 (委員席)</p> | <p>よろしく申し上げます。以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第14款から第15款までについての質疑を終わります。 次に、第16款財産収入から第21款町債までについての質疑を受けます。 31ページから44ページまでとなります。 質疑ございませんか。 松林委員。</p> |
| <p>松林義光委員</p> | <p>43ページの多目的ドーム建設事業債、ちょっと聞くのは恥ずかしいんですけども、前に議会にかけられたと思いますけれども、この1,060万円は何に使ったのか、そして今年度、基本調査設計ですか、5,000万円ぐらいですか、かかったと思いますけれども、大きい金額で結構です、今日までこの1,060万円と基本調査設計ですか、どのくらいの金額が多目的ドームに使われているのか。たしか西館芳信委員が前に聞いたような気がしますけれども、もう一度お願いします。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>社会教育・体育課長。</p> |
| <p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p> | <p>松林委員の43ページ、44ページの部分で、ドームのこれまでかかった経費ということでお答えします。 多目的ドーム整備検討業務委託で804万6,000円かかっております。そしてドーム建設地の地質調査業務委託で837万円かかっております。続いて、ドーム建設の測量設計業務委託で1,112万4,000円かかっております。そして、今進めておりますドーム建築工事実施設計業務委託については3,736万8,000円で契約しております。合計6,490万8,000円かかっております。以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>松林委員。</p> |
| <p>松林義光委員</p> | <p>全員協議会で町長は「財政が厳しいから当面凍結します」と。この6,490万円、もう既に公金を使っているわけでありましてけれども、この合併特例債を使える年度、町長、この前答弁しましたけれども、何かあやふやな答弁でしたので、もう一度、何年度まで合併特例債を使えるのか、そしてこの基本調査設計は保管</p> |

| | |
|---|---|
| 平野委員長 | <p>しておくのか。でも、財政が厳しいやと、これも破棄してしまうのか。でもまた将来使えるかもしれないということで、とっておくのか、その辺の考え方をお伺いします。</p> <p>財政管財課長。</p> |
| <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p> | <p>私から、合併特例債のことについてご説明申し上げます。</p> <p>合併特例債は、現在のおいらせ町の建設計画のもとですと令和7年度までと。これが令和12年度までおいらせ町建設計画を変更することによって延長することができます。</p> <p>なお、今回ご質問のありました44ページの多目的ドーム建設事業債合併特例事業1,060万円ですか、こちらの充当先は、決算書の146ページになります多目的ドーム建設工事実施設計委託料1,121万400円、これに充当するものでございます。以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p> <p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p> | <p>社会教育・体育課長。</p> <p>松林委員の先ほど設計をどうするのか、成果を残すのかというご質問でございますが、今、設計業者から聞いている部分で約7割進捗しているという状況でございますが、当課としましては、地質の部分の成果、現地の測定の成果が出ておりまして、あとは建築の成果が今7割で、ここで終わってしまうと中途半端な成果物になってしまっていて、次もし財政状況好転とかがあった部分で再開する場合には、中途半端なものになってしまっていて、また今度発注する際にはまた設計の費用4,000万円以上かかるということで試算しておりました。ですので、今回、10月末までの履行期限になっておりましたが、期限をちょっと業者とも、一時中断したりとかがあったということもございましたので、工期を少し延長させていただいて最後までやって成果品として残して、それで発注する際にはその時点での単価の入れかえということで、四、五百万円、業務委託をかければそれで設計書をつくれるということでございましたので、最後まで成果物をきちんと出して置いておきたいなと考えております。以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p> | <p>政策推進課長。</p> <p>合併特例債の今後の使い方についてご質問がありましたので、その点。「違ってね、いいです」の声あり)</p> |

| | |
|----------------|--|
| 平野委員長 | 松林委員。 |
| 松林義光委員 | <p>副町長、ちょっと厳しい質問することになると思います。私も町民の代弁者ですから、言うときはやはり言わなければならないと思っております。</p> <p>平野委員の一般質問にもありましたけれども、去年は多目的ドーム、調査設計にも入るし、ドームは建設しますよと町長も議会で明らかにしておりますので、私初め町民のスポーツに関心のある方々は、いよいよ多目的ドーム建つんだなという気持ちはあると思います。</p> <p>そこで、結果的には令和12年度までに計画変更すれば多目的ドームはできますよという考え方になるわけですがけれども、財政はそう簡単には私は好転しないであろうと思っておりますけれども、しかし既に公金6,500万円ぐらい投資しているわけですが、副町長、事務方のトップとして現状をどのように考えているのかお伺いいたします。</p> |
| 平野委員長 | 副町長。 |
| 副町長 (小向仁生君) | <p>既に使われてある6,500万円という数字についての責任ということのお話かと思っております。それを組んで施行したということでの責任ということでの質問かと思っております。</p> <p>先ほど社会教育・体育課長が申したように、設計については既にでき上がりつつある状況でありますので、これを一旦でかしてもらおうと。そうすることによって、先ほど言いましたように、いつの時点かで景気が好転した際にはこのドーム建設に移行できるのではないかなという思いがあって、このお金は死んだ金とは全然考えておりません。</p> <p>今後、これを生かすべく、事務方として事務事業の見直し、それから先ほど来出ておりました使用料等の見直し、これらを図って、さらには町民から理解を得られるのであれば、補助金等までいろいろな角度からこの財政を見直しをして、そしてつくり出すという努力はしていかなければならないと思っております。このことについては、議会のみならず、町民に対しても、これから10月に入りまして日程も決まりました。説明会を開いて理解の得られるような形をとっていきたいと思っております。</p> <p>ですから、この6,500万円という数字は死んだ金ではなくて生きた金と今でも思っておりますし、さらには、景気の動向に左右されますけれども、オリンピックが終わって、さらには部材の高騰が下がるような状況にあれば、すぐにで</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 平野委員長 | <p>もこれを、ドームに入っていきたいと考えております。</p> <p>ただ、その際は、統合庁舎というものもあります。財源が合併特例債32億円という財源しか残っておりません。この中でやっていけるものかというのも事務方として精査して対応していきたいと思っております。</p> <p>ですから、何とぞ成果品を見て、そしてこれを無駄にならないような形で町としても検討していきたいと考えているところです。以上です。</p> |
| 檜山 忠委員 | <p>ほかにございませんか。</p> <p>檜山委員。</p> |
| 平野委員長 | <p>44ページなんですけれども、消防債で防火水槽整備事業ということで690万円というのが使われていますけれども、これはどこに整備したのでしょうか、それを教えていただけますか。</p> |
| まちづくり防災課長 (三村俊介君) | <p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、檜山委員の決算書44ページ、防火水槽整備事業債690万円についてお答えいたします。</p> <p>これにつきましては、本村地区にあります、そちらの場所に整備したものでございます。当初から水利が非常に弱いということで、防火水槽は近くにあるんですけれども、さらに追加でということで、消防署ですとかあるいは地域の方からそういった要望がありまして、40立米ということで、タンク車20回分ぐらいなんですけれども、そちらを、これは民地になります、民地を借用してそちらの畑に整備しております。以上です。</p> |
| 平野委員長 | <p>檜山委員。</p> |
| 檜山 忠委員 | <p>整備したのであればいいんですけれども、以前、百石地区の防火水槽はこれから取り壊しの作業をしていくんだという話が出ていましたんですけれども、それらは予定どおりそれらをやっていくつもりなんですか、それもちよっと伺いたいです。</p> |
| 平野委員長 | <p>まちづくり防災課長。</p> |
| まちづくり防災課長 | <p>百石地区といいますと具体的に新田地区、堀切川地区の防火水槽のことを指し</p> |

| | |
|-------------------|--|
| (三村俊介君) | <p>ているかと思いますが、実は補正でも提案させていただきました。そちらの防火水槽の撤去でございますが、そちらにつきましては昭和30何年に整備されたもので、それも民地にあるんですけれども、町内会あるいは所有者の方から、所有者からそこを畑として使用したいということで、町内会に申し入れがありました。それで町内会でいろいろ協議した結果、撤去してもらうということで町に要望があって、町でそれを受けて撤去するという流れになったものでございます。</p> <p>百石地区はそういった民地に整備された防火水槽等もありますので、そちらにつきましては町が借りているということになりますので、所有者からそういう要望があれば、周囲の水利等見ながら、撤去が必要であれば撤去するという形になります。以上でございます。</p> |
| 平野委員長 | 檜山委員。 |
| 檜山 忠委員 | <p>わかりました。私有地であるのであれば、貸す側の条件があるでしょうから。</p> |
| | <p>ただ、そうでない場合には、無理して水槽を撤去するようなことがないようにしていただきたいと思います。もし災害時の給水関係にも利用できるということにもなると思いますので、壊すにしても何百万というお金がかかることになるだろうと思いますので、そこら辺を要望しておきます。以上です。</p> |
| 平野委員長 | ほかにございませんか。 |
| | 田中委員。 |
| 田中正一委員 | <p>44ページの百石漁港改修事業費とあるんですけれども、2,540万円、これはどういう改修工事なのか、ちょっと教えてもらえれば助かります。</p> |
| 平野委員長 | 農林水産課長。 |
| 農林水産課長 (赤坂千敏君) | <p>お答えいたします。</p> <p>これは、百石漁港の南防波堤とそれから漁港内のしゅんせつ工事の事業であります。以上です。</p> |
| 平野委員長 | 田中委員。 |
| 田中正一委員 | <p>しゅんせつ工事でば何たもんだか私わがねえんですけれども。</p> <p>いろいろ県の事業も入って、百石漁港もあれだけになったわけでありまして</p> |

| | |
|-------------------|--|
| 平野委員長 | <p>ども、漁業者の方々、船舶も入ってくるわけですけども、当初荷さばき場となった倉庫等あるんですけども、それはどのように使われているか、それも一つ教えてもらえませんか。</p> <p>農林水産課長。</p> |
| 農林水産課長 (赤坂千敏君) | <p>お答えします。</p> <p>現在、荷さばき場は使用してなくて、そのしゅんせつ、砂掘りをした砂を一旦そこに集める場所にして使用させていただいております。以上です。</p> |
| 平野委員長 | 田中委員。 |
| 田中正一委員 | 建物、建ってるでしょう、建ってない。岸壁に建っているあれ何なの、あれは。 |
| 平野委員長 | 農林水産課長。「3回目になるからちょっと待ってください」の声あり |
| 田中正一委員 | <p>あのですね、ちゃんとした報告していただかないと、私も何といたしますか。</p> <p>この間行ったら「荷さばき場だべ」と言った人あったから、「ああそうか。ホッキもここでやってんのが」ったら「いやホッキんどは三沢さ揚げだり八戸さ揚げだりしている」というような話も聞いて、漁港はどのように使われている、ただ船着き場なのか、どうなのかなと、船着けておくだけのものなのかなと思って今考えていたんですけども、やはりこれだけの事業するにはちゃんとした形で、組合員といたしますか、そういう人たちがちゃんとしていただかないとこれから大変だなと私は思っています。これは県のやつじゃなくて、町の持ち出しでしょう、これ2,540万円、歳入になっているんですけども。</p> |
| 平野委員長 | 農林水産課長。 |
| 農林水産課長 (赤坂千敏君) | <p>お答えいたします。</p> <p>2,500万円は町の起債分となります。以上です。</p> <p>荷さばき場じゃなくて、倉庫がありますけれども、あの倉庫は、漁具、網ですね、網等を保管している倉庫になります。以上です。</p> <p>すいません、何回も申しわけありません。</p> <p>県の事業として、トータル約4,900万円ぐらい、5,000万円ぐらいの事業費なんですけれども、その町負担の2,500万円ということになります。</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>平野委員長</p> | <p>以上です。</p> <p>漁港の利用のね、答弁漏れだから、そこ、どういうふうに漁港が利用されているか、答弁漏れだから、そこ説明してください。</p> <p>地域整備課長。</p> |
| <p>地域整備課長 (西舘道幸君)</p> | <p>課が違いますけれども、前任者ということで。</p> <p>先ほど漁港内の利用の仕方ということでお話がありました。</p> <p>ちょうど震災ときに荷さばき施設をつくるということで、県の補助を入れながら漁港負担ありまして整備を進めていたところでしたが、震災によりまして、基礎の部分だけができた段階で震災に遭ったということで、その後は漁船の被害が結構ありましたので、そちらの復旧作業に漁協では取り組まなければならないということで、荷さばきにつきましてはその時点で作る体力的な部分も難しいということで断念した経緯がございます。そのかわりに、漁具の保管施設でありますとか漁業者がちょっと休憩する場所等を、仮設のような形になりますけれども、整備しておるといところで、荷さばき場が建つ予定のところは、先ほど農林水産課長が申しあげましたように、漁港内の土砂などをしゅんせつする工事の仮設の置き場として現在は使用しているという状況です。</p> <p>ですから、船着場につきましては、今おっしゃるように、ただ船が着いてそこから魚介物を市場に運搬するような形で漁業を営んでいるという状況かと思えます。以上です。</p> |
| <p>平野委員長 (委員席)</p> | <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>なしと認め、第16款から第21款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳入についての質疑を終わります。</p> <p>ここで、15分間休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時08分)</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時25分)</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>ここで、地域整備課長より、檜山委員からの質疑について答弁漏れがあり、答弁したいとの申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>地域整備課長。</p> |
| <p>地域整備課長</p> | <p>それでは、15番、檜山委員の後刻答弁と申しあげた部分について、調べてま</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>(西館道幸君)</p> | <p>いりましたので答弁させていただきたいと思います。</p> <p>主要施策の10ページ及び決算書の24ページにございます開発許可手数料に関する質問でありました。</p> <p>平成30年度が77万5,000円、平成29年度が17万7,000円ということで、平成30年度が59万8,000円ほど増額になっている件についての答弁になります。</p> <p>平成29年度につきましては件数的には26件、平成30年度は46件と、やはり件数は多くなっております。その主な要因ですけれども、市街化区域内での宅地分譲、1,000平米以上の宅地分譲が2件ほどありまして、その額がかなり大きなウエートを占めております。1件目は開発区域面積1,000平米以上3,000平方メートル未満の開発で13万円が1件、もう1件が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満の開発許可が1件19万円という2件が大きなウエートを占めておりまして、その他は通常の宅地開発ということの申請になります。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>次に、町民課長より、西館芳信委員からの質疑について答弁漏れがあり、答弁したいとの申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>町民課長。</p> |
| <p>町民課長 (澤頭則光君)</p> | <p>先ほどの西館委員の質問にお答えいたします。答弁漏れがあったことをおわび申し上げます。</p> <p>一般会計決算書28ページをごらんください。</p> <p>質問の内容は、こちらの中長期在留者住居地届出等事務委託金の取り扱い件数ということになっておりました。こちらについて、取り扱い件数です。中長期在留者の新規上陸後の住居地の届け出、これらに関する届け出については82件、あとこれらに関する変更の届け出、転居等になりますが、7件とあります。</p> <p>それで、こちらの中長期在留者という表現になっております。おいらせ町においてはどのような方が多いかと申し上げますと、当町には、隣の市には三沢のベースがございます。その方々たち、軍属を離れて当町に住所を有するに至った方というのが多いということで確認しておりました。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>次に、歳出についての質疑を受けます。</p> <p>第1款議会費から第2款総務費までについての質疑を受けます。</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>澤上 訓委員</p> | <p>47ページから76ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>澤上委員。</p> <p>澤上です。</p> <p>私は、主要施策の成果の32ページの広聴活動の中身を若干お聞きしたいなと思っております。</p> <p>広聴活動が即今後のまちづくりにつながるかとなるとなかなか難しい面もあるかと思えますけれども、しかしその中にはいろいろな意見等も出て、ヒントになるようなものも結構出てくるだろうなと感じておりました。</p> <p>今回、集団広聴のところで、これは毎年やっているやつですけれども、「15の春と語る」、それから「町長とのふれあいトーク」「PTAとの懇談会」、それから「町長とのフレッシュトーク」、これは百石高校の高校生との懇談会ということで、町長が政策上なかなかこれはおもしろい意見だと感じたものがあったのかどうか、あったとしたらその内容を紹介いただければなと思っております。</p> <p>それから、(3)の高校生との懇談会ですけれども、これはテーマが3つほどありますけれども、このテーマごとにどういった内容の意見があったのか、それもあわせて紹介いただければなと思っております。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>町長。</p> |
| <p>町長 (成田 隆君)</p> | <p>お答えします。</p> <p>まずもって、こういうこと数多く多岐にわたって質問とか意見交換したもので、今即座にどういうのあったっけと言われても困りますけれども、まず(3)は、やはり学校、高校生ですから、町に対する要望あるいは議員の方々がよくおっしゃっているような内容も、クーラーをつけてほしいとか交通事故を減らすためにはどうすればいいとか、そういう部分の要望ですね、議員の方々から要望があって、私としては金のかかる部分はなかなか、できないとは言えないんですけれども、難しい問題なんだよなというふうにした記憶があります。</p> <p>また、(2)ふれあいトーク、PTAの役員の方々と、やはりこれも要望等がありまして、たしか、私はメモ控えてないんですけれども、担当課長がメモで控えていると思っております。</p> <p>また、中学生は、昨年までは各学校を回って討論というんですか、交流したんですが、ことしは各学校の代表を役場に呼んで意見交換したということで、詳しい内容等につきましては総務課長から答弁させますけれども、そういう部分で、</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| | <p>どっちかという、私から問うのは、将来おいらせ町に住んでほしいとか、あるいはおいらせ町は悪い町でないから、ぜひ大学に行った、就職しても、途中からでもいいから戻ってきて、おいらせ町に住んでほしいというような要望はいろいろしているんですけども、子供たちはやはり都会にあこがれるという部分が大変多くて、有意義な交流にはなっているんですけども、詳しく何を言ったかまではちょっと記憶がないので、改めて総務課長から答弁させます。以上です。</p> |
| 平野委員長 | <p>総務課長。</p> |
| <p>総務課長 (泉山裕一君)</p> | <p>私から、かいつまんだ形になりますことをご了承ください。</p> <p>まず、15の春ですけれども、先ほど町長がおっしゃってありました。今後、将来どういう形の職業につきたいのかというのを3年生全員からお伺いしております。町長がよく言っていることは、ぜひおいらせ町に住んでほしいというのを主張してありましたので、そういうところが出ております。町長から述べていただいております。ただ、中には、俗に言いますと、よくレジャー施設みたいな、規模が小さくても、そういうものが欲しいとかという要望が結構多かったように記憶をしております。</p> <p>続きまして、高校生とのフレッシュトークになります。フレッシュトークは、3つのグループが出ていただきまして、そちらの主要施策に書いてあるテーマで行っております。</p> <p>まず1番目の学校の環境になりますけれども、こちらに関してみれば、早い話が人口の増加というのの取り組みとか、それに伴って人口がふえることによって小中学校にエアコンを設置してはどうかというご意見をいただいております。町といたしましても、現実的なお話もさせていただいた部分もございまして、とりあえず高校生の意見ということでお伺いしております。</p> <p>次に、交通事情に関しても、交通安全に関しての警察や地域との協力のあり方とか、あと周辺での交通事故が多発する場所というのを逆に高校生が提案をいただきまして、今後町でもこういう場所を高校生が調べておいてくれたという危ない場所というのは、町に関してもわかっている部分もございまして、新たに気がつく部分ありましたので。</p> <p>あともう一つ、おいらせの人口ということで、老人と子供という部分になります。こちらに関してみれば、老人ホームの待機者に対してということと、あと町と老人ホームの今後の協力しての取り組みということの提案をいただいております。</p> <p>非常に今回ジャンルが皆ばらばらだったのは、あえて総務課である程度、数が</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>平野委員長</p> | <p>この倍ぐらい出てくるんですが、ある程度選抜します。いいものの提案あるところを少し種類を振り分けて行って、各担当課から答弁をしていただくという形をとらせております。</p> <p>最後に、町長とのふれあいトークになります。今回は小中学校のご意見をお伺いしたいということで、給食費無料化ということに限定したわけではございません。学校でいろいろ感じていること、それから学校の中で少しかういふ部分を変えることによって変わるのではないかというご要望を多岐にいただいております。私もこの部分に関しては詳しいところはちょっと記憶が余りないんですけども、いろいろな形でさまざまな部分で意見をいただいたという記憶がしておりますので、教育委員会も出席していただきますので、今後そういうご意見を学校現場にも生かしていただければと思っております。</p> <p>質問の趣旨に沿っているかどうかわかりませんが、一応概略説明ということでご了解していただければと思います。以上になります。</p> |
| <p>澤上 訓委員</p> | <p>澤上委員。</p> <p>なかなか中学生とかとなりますとどっちかといえば要望が本当に多くなるというのは大体わかります。</p> <p>しかし、先ほど高校生との関係で、例えば高校生が交通事故多発地点だとかそういうものを指摘したということが非常にこれすばらしいことでないのかなと私は思います。そういったところを町、それから安協、それから警察ですか、これらと連携して、どうすればいいかという議論などを進めていく上では非常にいい案件をいただいたんじゃないのかなという気もしております。</p> <p>クーラーの設置については、もちろんこれはお金等がかかわってきますけれども、やはりクーラーの設置というのは、今の状況だととても勉強するような状況ではないというようなことの話だったのかどうか、その辺の、これは県立の立場で言っていると思うんですけども、我々おいらせ町に関しては小中の関係もございまして、今の暑さというのはそれだけやはりひどいくらい、勉強に集中できないくらいの暑さを感じているということなのかどうか、その辺のところも、もうちょっと話を聞きたいなと思っております。</p> <p>それから、おいらせ町の人口、老人と子供、これは老人と子供というのは、これちょっと私さっき聞き逃したのかわからないんですけども、もうちょっと、どういった老人と子供という話の内容が、話題が出たのかなという気がしております。ですから、そのところも、もしわかるのであれば教えていただきたいなと思っております。</p> |

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>平野委員長</p> | <p>総務課長。</p> |
| <p>総務課長 (泉山裕一君)</p> | <p>クーラーに関してみれば、確かに県立高校ということもございますけれども、あくまでも県立高校で置かれている環境も含めて、小中学校にも設置したほうがよろしいのではないですかということで、そうしますと勉強もはかどりますという内容のものでした。町に関してみれば、それに係る費用等はお知らせするような形でのやりとりがありました。</p> <p>事故等の発生件数に関してみれば、確かに向こうから、高校からもこの場所、この場所という地図等がございましたので、それはこちらでも保管しておりますので、今後、担当課もたしか来ていたように記憶はしていたんですが、今後使えるものは担当課にも情報提供していきたいと思います。</p> <p>老人と子供という部分がございますけれども、申しわけございません、私この部分、余り記憶が少し定かじゃないので、間違っていたら申しわけございません。</p> <p>子供の人口は子供の人口で出していまして、老人は老人で人口とか推移を出していたように記憶しております。ただ、老人と子供がマッチングするとかっていう提案でございまして、あくまでも老人ホームに待機する方々を今後どうしていきますかというのがメインの形になっておりました。町と老人ホームがどうかかわりを今後していかなければならないんですかという具体的な部分になったかどうかちょっと記憶はしておりませんが、メインには老人、高齢者の方をメインに提案されているような形になります。</p> <p>申しわけございません、記憶が曖昧なところでもありますので、ご了承ください。以上になります。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>教育長。</p> |
| <p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p> | <p>補足をさせていただきます。学校側からの考え方の補足ということで聞いていただければと思います。</p> <p>この15の春、町長とのふれあいトーク、フレッシュトーク、これらについては、学校はどう捉えているかということですが、今、文科省から流れてくるのは、外部からゲストティーチャーを招いているいろいろなお話を聞く機会を設けましょうと、学校の中に閉じこもらないで、いろいろな経験をした方、いろいろな仕事をしている方を呼んで、子供たちの視野を広げる、これを考えて学校教育活動をやっていきたいと思いますという考え方をしていきますので、そういう観点か</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>ら、例えばこの点については町長に来てもらっているいろいろ話をするということによって、中学生については将来どういう考え方で職業を選んだり、あるいは町内に住むのか町外に住むのかみたいなことも考えて、自分の進路を考える機会としていくということで捉えております。ですから、例えば15の春とかっていうことについては、将来おいらせ町に住むか住まないかということを町長が問うています。ほとんどは「東京に行きたい」という答えが返ってくるんですが、中には「ずっとおいらせ町に住みたい」と。なぜか。いろいろな理由があると。親と近いところで住みたいとかというようなやりとりをしながら、子供たちが自分の進路を決めるときにしっかりした考え方を持てる一つの機会と考えて積極的な捉え方をしております。</p> <p>それから、町長とのふれあいトークでは、PTA役員に来てもらう、会長さんとか副会長さんですけども、その中に学校としても、例えばいじめの対応についてどういう考え方でやっていますかと問われていますので、こういう考え方で学校は対応していますと。最終的には、学校と教育委員会とそして保護者の三者がきちんと協力し合わないとなかなか解決に向かわないでしょうということを中心に話をしているところであります。</p> <p>それから、(3)のクーラーの設置については、非常に環境を考えると非常にクーラーも必要だと、ただしなかなか難しいと。高校生ですから、お金の話をしても十分通じる場所がありますので、実はこのくらいかかります、なかなか町では難しいというような話をしながら、1つの政策を、町が1つの政策を行うためにはいろいろな方面から検討を加えなければならないということも考えてもらっております。ということをやとりしてもらっていました。</p> <p>次年度するかどうかは担当課の考え方もありますが、学校としてはそういう捉え方をしているということをご理解いただければなと思ってお話しさせていただきました。以上であります。</p> |
| 平野委員長 | <p>ほかにございませんか。</p> <p>西館委員。</p> |
| 西館芳信委員 | <p>西館です。</p> <p>54ページの文書広報費の中で、印刷製本費として838万円ほど計上されております。これは全ての文書の印刷代と考えてよろしいですか、それとも広報だけ。ということで、この内訳を、特に広報幾らだか知りたいものですから、そこをよろしく、1点だけお願いします。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 平野委員長 | 総務課長。 |
| 総務課長 (泉山裕一君) | <p>お答えいたします。</p> <p>54ページの需用費の印刷製本費の内訳ということになります。</p> <p>実績から申し上げますと広報の印刷分になります。5月号から4月号という形での分です。あともう一つございますのが、町勢要覧を印刷しておりますので、その分になります。</p> |
| 平野委員長 | <p>総務課長、今聞いているのは広報の印刷代が幾らだから、ちゃんとその質問だけに答えればいいです。</p> |
| 総務課長 (泉山裕一君) | <p>広報の印刷代が792万5,515円になります。</p> <p>それから町勢要覧に係る金額が45万6,840円になります。</p> <p>以上になります。</p> |
| 平野委員長 | 西館委員。 |
| 西館芳信委員 | <p>西館です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>792万円ということで、広報の印刷代だよという答弁でした。</p> <p>なぜこの話をしたかと申しますと、歳入でたしか広報の中の広告費の歳入が7万8,000円でした。そうするとその1%に、印刷代の1%に満たない広告費となるわけですけれども、私は他自治体の広報紙をそんなに見たことないんですけども、うちのほうは旧百石町時代はもっと広報があつて、もっともって稼いでいたという印象があります。先ほど松林委員から例えば大山将棋記念館の入場料を取ってもいいんじゃないかという話もありましたけれども、あれ6,000円かな、それを年間するとそれだけの7万2,000円ぐらいということで、その入場料の3倍ぐらいは得ることができるわけですから、私はこういう時代ですので、もう少しこの広告費を稼ぐことに町が力を入れてもいいんじゃないかと思っております。町の考え方としていかがでしょうか、お願いします。</p> |
| 平野委員長 | 総務課長。 |
| 総務課長 (泉山裕一君) | <p>まことにおっしゃるとおりだと私も思っております。広告費自体は、ここ数年見ますと平成27年度、28年度は15万円を超えておりました。ここ平成29</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>年度、30年度で7万円強程度になっております。</p> <p>私どもも、財源的な部分というのもあるかと思えますけれども、こういう収入をふやさなきゃならないということで、広告を何とか伸ばせないかというのは確かに議論してはおります。今後も、もしかすれば庁舎内でまだまだいろいろ収入を得るものがあるんでないかということで、他市町村、よく八戸市さんがかなり盛んに行っておりますので、今後その辺も含めていろいろなところ、各市町村でやっているものをまねしながらでも収入を得るような、広告料だけでなく、ほかの部分でも収入を得るような方法を今後模索していかなければならないなどという考えはございます。</p> <p>あと、今後、各施設に関してみれば、ネーミングライツということもございませし、そういう部分に関してみても検討していくことが必要ではないかと思っております。以上になります。</p> |
| 平野委員長 | 西館委員。 |
| 西館芳信委員 | 頼もしく感じました。ぜひ鋭意力を入れて頑張ってくださいと思います。以上です。 |
| 平野委員長 (委員席) | ほかにございせんか。 |
| 平野委員長 | <p>なしと認め、第1款から第2款までについての質疑を終わります。</p> <p>昼食のため、午後1時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時50分)</p> |
| 平野委員長 | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後1時30分)</p> |
| 平野委員長 | <p>次に、第3款民生費から第4款衛生費までについての質疑を受けます。</p> <p>75ページから96ページまでとなります。</p> <p>柏崎委員。</p> |
| 柏崎利信委員 | <p>79ページの3款民生費3目20節扶助費、備考欄に町長寿祝い金150万円でございます。当然三五、十五ということで5名の方が受給されたと、そのように思います。</p> <p>人数はさておいて、そうですね、町長寿祝金の条例の中に、第2条の2項(1)に、おいらせ町に30年以上居住している者、(2)に、現に老人福祉施設等に入所中のため町内に居住していない場合であっても、入所前においらせ町に30</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>年以上居住しており、かつその者の親族が引き続きおいらせ町に居住している者 とございます。</p> <p>それで、この条件を満たさない、例えば満100歳に到達したと、しかしおいらせ町に29年11カ月しか住んでいないと、そうなると思給できないということになります。また、そのような方が現実におられるのか。また、第2条の2項(2)に記載されている、入所している方も、実際においらせ町に今現在居住していなくても該当して受給した方がおられるのか。</p> <p>それから、欠格者のところに、第3条の(2)に、町長が祝金を贈ることが特に適当でないと思める者と思あるんですよ。だから、いやまことに抽象的で、どのような方がこれに該当するものなのか。</p> <p>それと、第4条の3項に、町長は祝金を金銭で贈ることが適当でないと思めるときには現物給付によって行うことができるとあるんですが、いやお金でなく物で頂戴ということはなかなか考えにくいわけですが、こういう場合はどういったことが想定されるのでしょうか。まずお答えをいただければと思います。</p> |
| 平野委員長 | <p>介護福祉課長。</p> |
| <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p> | <p>それでは、柏崎委員の質問にお答えします。</p> <p>まず、この規定については、満100歳で贈るということになっております。先ほど言った29年11カ月というような形の方がいるかどうかということで、今年度100歳になる方で、たしか26年くらいの方がおります。あと一昨年ぐらいにも二十五、六年の方がいたかと思っております。ただ、現状の条例では満100歳に贈るということになっていましたので、たとえ29年11カ月だとしても現状では贈ることができないというのが実情であります。</p> <p>それから、入所中の方で祝い金をもらった方ということですが、入所中の方で祝い金を給付したというのは最近ではありません。</p> <p>次に、条例の第3条第2号、祝金を贈ることが適当でない者というのは、今までそういう方はいらっしゃいませんけれども、特別な事情があった場合に規定をしておいたということだろうと思いますけれども、例えば今想像するとすれば、犯罪を犯したとかそういった方になろうかなと思われます。</p> <p>次に、第4条の第3項、現物で給付という話でございますけれども、想定としては、先ほど委員がおっしゃられたような、例えば現物で欲しいという方がいらっしゃれば贈ることかなと、現金だけの給付の規定にしないで、一部逃げの部分というんでしょうか、そういったところでこういう規定を設けたのかなと思います。</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>平野委員長</p> | <p>この条例については、旧町の条例を踏襲してつくってしまして、過去の旧町で決めたときのことについては現状わからないというのが実情であります。</p> <p>以上であります。</p> |
| <p>柏崎利信委員</p> | <p>柏崎委員。</p> <p>ここの3目は高齢者福祉とうたっているわけですが、今何うと25年ないし26年の方はおられたらうと。ただ、その後も健康で長生きをして105歳まで生きたというようなことであれば30年はクリアするわけでございますけれども、いずれにしても該当者の資格はないということになるわけでございまして、まことに忍びないと、そのように思うわけです。</p> <p>高齢者になるとお金をもらっても使い道がわからないという方もいますので、もしかしたら現物で、何か車椅子が欲しいとかベッドが欲しいとかいう人はいるかもしれません。そのところはやはり受給者の方との相談ということもあろうかと思えます。</p> <p>町長に伺いたいんですが、100歳を過ぎても30年に到達した時点でもってその方々を町の長寿祝金条例でもって適格とみなし祝い金を贈ったほうがいいのではないかと。町長個人のお考えというか、それをお知らせください。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>町長。</p> |
| <p>町長 (成田 隆君)</p> | <p>お答えします。</p> <p>まずもって条例でそういうふうな100歳に到達した時点で30年という規定があるのであれば、105歳まで生きたからそれで30年を満たすという場合はやはり対象に当てはまらないと思うし、今新たにそういう規定を設けなくてもいいのではないのかなという気がしております。</p> <p>逆に、健康で100歳を目指して、例えば施設に入らない、病院にもかかっていないという人であれば、逆に私は98歳でも99歳でも表彰すべきであるし、90歳を過ぎたころから施設にずっと入って世話になっているような方であれば、100歳になった時点で今は対象ですけども、そういう制度を逆に変えていくべきかなと、個人的にはそう考えております。以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>柏崎委員。</p> |
| <p>柏崎利信委員</p> | <p>町長のお考えは、100歳を超えて30年に到達しようとも、そういう方には</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>祝い金を贈らなくてもいいのではないかという感覚でございますが、施設に入っている方々は多分大分弱ったり何かして施設に入るケースが多いと思うんですが、その中でもって施設で寝たきりであっても100歳に到達すれば、過去に30年住んでいれば該当するわけですよ。そういった方々は祝い金を受給できます。また、まだかくしゃくとしてやっけていても、おいらせ町に30年住んでいないからということで、あなたは103歳になって30年になったけれども該当しないというのは、いかがなものかなと思うんですが。</p> <p>そして、もっと多くの高齢者に対して、健康で長生きをするということに意欲を持って生活をしていけるように、この条例を変えてみるつもりはないでしょうか。課内でもっといろいろと話し合いをし、どうもこれは実情にもっと合わせて、多くの人に、その対象となる方がその時点で発生したら長寿祝金を差し上げたらどうかということも高齢者に対する優しさの一つだと思うんですが、いかんせん、財政難の折、なるべくそういうのは払わないようにしたいということであれば、それもそれで一考の余地ありですけども、昔の人と違って今の人は長生きが難しいと思います。だから、もし変えられるものであれば変えてあげて、多くの人にちょっと希望を与えていただければと思いますが、いま一度、町長の考えをお伺いします。</p> |
| 平野委員長 | 町長。 |
| 町長 (成田 隆君) | <p>100歳に到達すれば、以前は100万円、そして今現在30万円ですけども、その条例を制定するに当たって、金額を変更したときもよくわかっておりませんし、またそのいきさつもよくわかっておりませんが、制度的にそうであれば、ことしも6名ほど対象者あるはずですよ。そういうことも含めて、そのいきさつよくわからないものが云々とは言えませんので、それをいま一度、担当課あるいは職員たちと相談しながら、見直すべきかあるいは見直すべきでないか、あるいはまた先ほど言ったように、健康なお年寄りには祝い金だけでも、施設に入って意識のないような人に祝い金を持っていてもどうかな、条例上はあげなければならないんですけども、本当にありがたみわかっているのかなという人も中にはいるように感じています。しかしながら、今の制度ではそれは100歳ということで決まっておるので、持って行って届けるんですけども、本当にあげてすぐ半年も生きないで亡くなっている人もいますし、また、いやありがたいなと喜んでくれればいいんですけども、家族が出てくれない、本人も意識が薄いという方も中にはいるので、100歳が果たしてどうか、難しい問題であります。また、金額もそうです。難しい問題でありますので、いま一度、検討はし</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 平野委員長 | <p>ますので、参考にさせていただきます。</p> <p>ほかにごいませんか。</p> <p>1番、佐々木委員。</p> |
| 佐々木 勝委員 | <p>1番、佐々木です。</p> <p>80ページの委託料の中の敬老会開催委託料なんです、数年前から町では各町内会に敬老会を委託されています。その中で、各町内会、やっていない町内会もありますが、予算が決まっていますね、大体枠がですね。ただ、町内会でやるとなれば、当然敬老の対象者の方に喜んで来てもらうということを考えれば、いろいろなところに、踊りとか歌とか、あと各幼稚園、子供たちに来て慰労してもらおうとかってことをやっていますが、ただ今の予算の中では足が出ます。そういう部分で非常に町内会に負担をかけている部分があります。ことしもまずやっている町内会もあると思いますし、これからやっていく町内会あります。私も洋光台でやっていました。必ず足が出ていました。今どき1,000円、1,500円で、1人頭ですね。それで敬老の人を賄うには、賄いも頼んでいるんですよ。その人たちの予算、食料品というか、ご飯とかそういうのは当てはまらないということになってはいますが、今後そういった部分で枠を広げて、もっと町挙げて、町内会挙げて敬老会をできるような予算組みというのはできないんでしょうか、お願いします。</p> |
| 平野委員長 | <p>介護福祉課長。</p> |
| 介護福祉課長 (田中淳也君) | <p>それでは、決算書80ページの敬老会開催委託料に関連して、町を挙げて予算をとということで、お答えしたいと思います。</p> <p>今、町内会に委託しているのは、参加者1人当たり3,000円ということで、75歳以上の対象者の数に応じて委託料を支払っていただいているところなんです。</p> <p>それで足が出るというお話でございますけれども、昨年も調査をいろいろしました。工夫をしてやられている町内もあります。委託料の範囲内でやる町内、それから1割から2割程度負担をして喜んでもらっている町内、倍ぐらいかけてやっている町内、いろいろな町内があります。</p> <p>地区としては、共同でやっている地区も入れますと41地区で開催されておまして、その半分ぐらいが大体1割から3割くらいの持ち出しをしてやっているところが多いようです。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 平野委員長 | 町としましては、今の1人3,000円で当面やっていきたいと考えております。以上です。 |
| 佐々木 勝委員 | 佐々木委員。 |
| 佐々木 勝委員 | <p>1番、佐々木です。</p> <p>そういうのであれば、今後高齢者の方がふえていく、若い人たちが減っていく、減っていくというか、町内会から離脱するという人がふえてきているのも事実なんです。今後ふえていく高齢の方を支えていく、なおかつ町内会に入る人も減っていく、すると財源的に今後非常に厳しくなっていくのが目に見えています。それと10月から消費税が上がります。現状の予算3,000円で、高齢者がふえ、消費税上がり、でも予算はそのままであれば、ますます町内会の負担がふえ、逆に言えば、今後長く見れば町内会ではやらないということが出てくる可能性はあると思うんですが、その辺は今後検討していく余地はないのでしょうか。</p> |
| 平野委員長 | 町長。 |
| 町長 (成田 隆君) | <p>ことしも、正確にはわからないんですけども、10カ所ほど案内を受けて回ってきて、確かに町内会ごとに、何というんですか、お弁当とか料理とか鍋とか確かに違いがあります。おもちついたり、お土産も載っているあるいはお酒がついたりしているところもあります。町内会ごとに、何というんですか、みんな違うんだなという気がしているし、また町内会の会長さん方は、我々が「豪勢だな」と言う「町内会から少し持ち出しがあるんだよ」という人もいます。</p> <p>3,000円で果たして、できなければできないでしょうし、できればできるでしょうし、また先ほど佐々木委員がおっしゃったように、何というんですか、保育園の方々あるいは芸人たち、素人芸人でしょうけれども、謝金として払うのであればそれ相当の負担もふえるかもしれませんけれども、それは町内会の判断であって、どうしてもうちの町内会は足りないと言え、足りない原因はどこか、よく間に合わせている町内会と、介護福祉課で把握しているはずですから、その辺聞いてみて、どういう方法でやれば間に合うのかなということを相談してみればいいんじゃないのかなという気がしております。</p> <p>現状ではまだ、全町内会からそういう要望が上がっていれば、足りない、とてもじゃないが返上すると言われるようになれば考えなければならぬと思いますけれども、先ほどの答弁でも40数町内のうちの半数近くがそれで間に合わせているという回答ですので、しばらくまだ様子を見たらと思っております。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| 平野委員長 | 佐々木委員。 |
| 佐々木 勝委員 | 状況はわかりますが、今後まずその辺調査していただいて、ご検討をお願いします。以上です。 |
| 平野委員長 | 澤上 訓委員。 |
| 澤上 訓委員 | <p>一般会計の歳入歳出 89 ページ、90 ページの予防費のところ、参考のために、勉強のためにちょっとお伺いします。</p> <p>13 節委託料と 19 節負担金補助及び交付金のところに同じような項目がございます。この委託料と補助金の内容をお知らせいただければと思います。</p> |
| 平野委員長 | 環境保健課長。 |
| 環境保健課長 (柏崎勝徳君) | <p>それでは、89 ページ、90 ページ、予防費の委託料、それから補助金についてお答えをしたいと思います。</p> <p>委託料につきましては、町内あるいは周辺の医療機関と事前に幾ら幾らという形で契約をさせていただいて、実際に接種しに行った場合には、接種した方がお支払いするのではなくて、町に請求が来るという形になります。</p> <p>一方の補助金につきましては、その契約をしていない医療機関に接種に行った場合に、その窓口で接種料金を一旦お支払いをしていただいて、その分を町に請求していただくという形で使い分けをしております。以上でございます。</p> |
| 平野委員長 | 澤上委員。 |
| 澤上 訓委員 | <p>わかりました。医療機関の関係のあれですね。</p> <p>主要施策の成果の 63 ページに、高齢者インフルエンザ、それから高齢者肺炎球菌、この予防接種の関係で、対象者がインフルエンザは 6,474 人、これは恐らく 65 歳以上が全員ということなのかな、この対象者というのは。あと肺炎球菌は 65 歳だけなんですか、それとも、1,591 人対象者ということになっておりますけれども、その辺のところもちょっと教えてください。</p> |
| 平野委員長 | 環境保健課長。 |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p> | <p>それでは、主要施策の成果 63 ページの高齢者インフルエンザ、それから高齢者肺炎球菌の対象者についてのご質問にお答えをしたいと思います。</p> <p>委員おっしゃるとおり、65 歳以上の方ということで、対象になる方は一緒でございます。高齢者インフルエンザにつきましては、65 歳以上の方、障害のある方はまた別でございますが、65 歳の方全員ということになります。</p> <p>一方の肺炎球菌につきましては、5 歳刻みとなっております、65、70、75 というような形で 5 歳刻みでの対象ということで、大体 5 分の 1 ぐらいの人数になっているかと思いますが、そのような形でやっております。以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>澤上委員。</p> |
| <p>澤上 訓委員</p> | <p>大体わかりました。5 歳刻みということですね。</p> <p>これらも、例えば肺炎球菌の場合、65 歳で 1 回予防接種して、5 年後にまた予防接種したいということなんかは、これは全て町からの通知か何かがあるんでしょうか、恐らく希望をとるとかそういうことになるのかなという気がしますけれども。</p> <p>インフルエンザ、それから肺炎球菌については、接種率が 43% と 39.2% ですけども、例年においてどうなっているのか、減ってきているということなのか、ふえてきているということなのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、肺炎というのは高齢者の致命的なものにつながってしまうということで、非常に怖い、高齢者にとっては怖い病気であると。肺炎でそのままお亡くなりになるとかそういった方が非常にあるということも聞いていますので、この辺の肺炎球菌の予防接種、これは町側でもうちょっと、例えば 5 年・5 年でやりますけれども、次の 5 年が来たときにも予防接種を強力に受けてもらうようなとかそういった、何ていうんですかね、周知といいますか、そういうのはなされているのかどうなのか、その辺のところもお聞きしたいと思います。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>環境保健課長。</p> |
| <p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p> | <p>それでは、高齢者肺炎球菌のご質問についてお答えをいたします。</p> <p>先ほど 5 年刻みで 1 回ということで私のほうで答弁をいたしましたが、もしかしたら誤解を与えてしまったかもしれませんけれども、こちらにつきましては、公費、町のお金でやる予防接種につきましては一生涯に 1 回ということでございまして、5 歳刻みで 5 年間回すといいますか、例えば 65 歳の方が 1 年後には 6</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>6歳になってという形で対象者が1年ごとに変わって、次に65歳になった人がまた対象、次の年の65歳の人が対象ということで5年間をやるということで、全員が1回受けるというような仕組みになっております。それがまだ低いということで、令和元年度からまた5年サイクルというのが始まったんですが、そういう形で、一生涯に1回ということでございます。</p> <p>確かにご指摘のとおり接種率が余りよくないということもありますので、かつては広報に載せて、どうぞ接種してくださいと、一生涯に1回ですよということでお知らせをしたり、あるいはテレビでもコマーシャルをしたりということがありましたが、その後、接種率も余り上がらないということで、対象者に対して直接、受けてくださいということで通知をしているところでございます。</p> <p>それから、過去の経緯ということでございますが、高齢者インフルエンザにつきましては、平成30年度が43%、平成29年度は49.4%、平成28年度は47.2%ということで、いずれにしても5割に到達しないような状況でございます。それから、高齢者肺炎球菌につきましては、平成30年度が39.2%、平成29年度は42.3%、平成28年度は42.8%、こちらも5割に達していないという状況で、どちらかといえば接種率は余り高くないのかなというような感じでございます。以上でございます。</p> |
| 平野委員長 | 田中委員。 |
| 田中正一委員 | <p>田中です。</p> <p>歳入歳出決算書でちょっと聞きたいことがありまして、八戸圏域連携中枢都市圏ドクターカーの運行事業費負担金85万4,000円となっておりますけれども、これは年間のあれを出しているんですか、これはどういうふうになっていきますか。</p> |
| 平野委員長 | <p>田中委員、90ページでいいですか。（「すみません、90ページでいいです」の声あり）了解しました。</p> <p>環境保健課長。</p> |
| 環境保健課長 (柏崎勝徳君) | <p>答弁が遅くなりまして、大変申しわけございません。</p> <p>90ページ、4款1項1目のドクターカー運行事業費負担金についてお答えをしたいと思います。</p> <p>ドクターカーの負担金につきましては、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの1年間の出勤実績の圏域の市町村の中でのおいらせ町の出勤</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 平野委員長 | <p>実績に基づきまして負担金が決められてくるものでございます。</p> <p>その平成28年10月1日から平成29年9月30日までの期間での出勤実績といたしますと、おいらせ町は63回出勤しております。以上でございます。</p> <p>田中委員。</p> |
| 田中正一委員 | <p>そうすれば、63回となっているんですけども、これ1回にすればどのようになるのか、これちょっと計算してみなければわかりませんが、ヘリコプターですね、頼むときもこれ同じような形式ですか。お願いします。</p> |
| 平野委員長 | <p>環境保健課長。</p> |
| 環境保健課長 (柏崎勝徳君) | <p>お答えいたします。</p> <p>ドクターヘリに関しましては、県の事業となっておりますので、県でその運行経費について支払いをしておりますので、町からの負担金というのは特にはございません。回数で案分とかそういうこともなくて、県の経費でやっているということでございます。以上です。</p> |
| 平野委員長 (委員席) | <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| 平野委員長 | <p>なしと認め、第3款から第4款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第5款労働費から第7款商工費までについての質疑を受けます。</p> <p>95ページから110ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>田中委員。</p> |
| 田中正一委員 | <p>歳入歳出決算書でお願いします。</p> <p>102ページですけども、農地中間管理機構集積協力金709万円となっておりますけれども、これは協力金というのがどうなっているのか、これちょっとお聞きしたいと思います。</p> |
| 平野委員長 | <p>農林水産課長。</p> |
| 農林水産課長 (赤坂千敏君) | <p>お答えいたします。</p> <p>農地中間管理機構集積協力金の内訳ですけども、まず新規集積農地面積が今</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>平野委員長</p> | <p>回平成30年度は38ヘクタールで、これについての金額、そしてその中のリタイア世帯が21戸、これが484万1,500円となっております。</p> <p>そのほかに、耕作者の集積協力金、これは対象者が72名で224万8,500円となっております。以上です</p> <p>田中委員。</p> |
| <p>田中正一委員</p> | <p>この間、岩手県の八幡平市を視察調査した際に、農業振興地域の大規模区画圃場整備事業を国の補助を受けて行っているとの説明を受けてきたんですけれども、これは、中間機構もあれなんですけれども、これから中間機構なくなるよというような話もお聞きしたんですけれども、これから国でこれを事業としてやっていくとかっていう話もありました。八幡平市では国でちゃんとやってくれるよと。おいらせ町はこれどうなっているのか、国の事業、県の事業として。そこは八幡平市の市役所の前なんですけれども、3反歩、私が見て3反歩ぐらいの田だなと思っていますけれども、観光地にもできるような3反歩以上の田んぼの区画整理をすると。町の持ち出し分が相当あると言ったら、いや国で全部、全額持ちますというような話を聞いてきました。</p> <p>これ、課長、どうなっているか調査したこともありますか、町でも。私いつもこれ気にしているんですよ。中間機構も、国で今からやるんでないかというような話も聞いておりますけれども、一向においらせ町ではこの整備事業、区画整理の整備事業、この話が出てこないんですよ、農林課の話も。今やっているんでながべがとか、今どんだんだべな、わがんねとかって言うんですけれども、どうなっているのか、そこのところを一つ、いい答えを聞かせてください。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>農林水産課長。</p> |
| <p>農林水産課長 (赤坂千敏君)</p> | <p>お答えいたします。</p> <p>圃場整備事業に関しては、2つほど、現在県で行っている事業が2つほどあります。1つは、従来の整備事業ですけれども、これは面積要件は20ヘクタール以上が必要で、あとその地域の、圃場地域の賛同者が90%以上必要だという要件の圃場整備事業。もう一つは、先ほど田中委員がおっしゃられた中間管理機構で行っている圃場整備があります。これは10ヘクタール以上の農地が対象です。この中間管理機構の圃場整備事業に関しては、10ヘクタール以上の農地であって、条件が、中間管理機構に15年以上貸し付けるという条件、あるいは認定農業者に貸し付けるという条件がありますけれども、この中間管理機構の圃場</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>平野委員長</p> | <p>整備に関しては農家負担がほとんどゼロに近いということでもありますので、町とすれば、平成30年3月に改良区の皆さんと勉強会を開きましたけれども、町とすれば何とか改良区さんにもお願いしながら、協力を得ながら可能な限りこの事業を進めていきたいと考えております。以上です。</p> |
| <p>田中正一委員</p> | <p>田中委員。</p> <p>田中です。</p> <p>私、なぜこんなこと言うかといえば、いつも言っている、うちのほうの田んぼなんですけれども、もう年とって改良区代も払えないというような、息子らは東京さ行って、売ってしまわねがって言われても買う人がない、大変だというんです。ですから私は、中間機構もいつも冬期間来て、冬、いろいろ説明するんですけども、その中で、これ個人負担が出ればこれは大変だと、国でただやってくると、個人負担はないよというのであればいいんですよ。改良区代も払えねえで、個人負担をまた払えということになれば、私はこれはもうおいらせ町の農地は区画整理できないなど、私はこう思っているんです。</p> <p>何とかならないかというのがうちのほうの集落に近いところなんですけれども、土地改良区3万円払わなきゃならんと、年間、6反歩らしいけれども、それを年金で払っている、それ年金で。ですから一日も早く、できるのであれば、そうすれば借りる人も出てくるし、いいのではないかなと、こう思っているんですけども、町、農林水産課長、どのように考えているかわかりませんが、やはり中間機構で、ただやった、集積していかなきゃならない、ただただやってけるじゃって、あっちゃ3反歩、こっちゃ2反歩、1反歩って、このようでは、やはりやらせる人たちに集積して、ほとんど農家の方々、農林課に行って中間機構を通して借りでるでしょう。ただただ貸すんでなくてさ、この場所に誰がしづげで何反歩やっている、近隣に田中正一なら田中正一がやってらった、その人さやるようにすればいいの。誰さでもいぐやってればさ、相談すればいいんですよ。何もありません。だから、そこの役場さしょっちゅう行けばいいんですけども、その辺のところをちゃんとしていかないと、やる人さばりやらさってぐ。今度はこう言った人ありますよ、私にね。正一やいと、やってける、やってけるって役場さ行っても、1反歩か5畝歩の田、入らいね、粗く起こして、これんだ草、ロータリーかげでやってましたけれども、はあすますじゃと言ってるんですよ。いがしたっていいふて借りだへえと言え、いやいややってけるつべし、やってけだんべと、後からそいつ借りる人がねば、おらはやめるじゃづ人もいる。やはりそこらを見きわめてそれをやっていかないと、これから集積していくと</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>平野委員長</p> | <p>いっても、誰も今度は信用しないわけですよ、農林課やっても。あっせんでもそうでしょう、何ぼだって言っても。近隣の人さ声かければいいんですけども、何もそんでねえどこさ声かけでやっている、買う人がねえって。そうじゃないんですよ。近隣の人に聞いて、田中なら田中、どんだっけって、これ買ってくれねべがとか、そういうことやってあげばいいんですけども、本当に農家が大変なんですよ、この改良区代、税金は大したことないですよ。水利代、これが一番問題なんです。ですから、その点を考えですよ。よくこの区画整理に結びつけてやってほしいと、一生懸命、課長、頑張ってやってください。</p> |
| <p>町長 (成田 隆君)</p> | <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>実は、先般、地域再生、地域振興協議会ですか、そういう会議がありまして、改良区の理事長さん方、そしてまた町内の米づくりあるいは農協関係、いろいろな部分、県民局も来ました。その中におきまして、今、田中委員がおっしゃった農地の区画整理、大規模化したらどうですかということを私は提案しました。改良区の特に南岸の改良区の理事長さんいだもんで、その中におきまして、やはり、あそこ何ていうかな、住所的には小前谷地か三九郎かその辺だと思いますけれども、確かに昔の区画で5畝歩あるいは大きくても1反歩区画で、あれだと借りる人も、売るっても買う人もないから、改良区、少し動いてくれないかという話して、先ほど言いました、田中委員がおっしゃった負担金ゼロの補助金でやれる仕事あるはずだよ、よく考えて検討してほしいということを言っておりますので、いずれはそういう返事が来ると思います。もし否定的な返事が来たら、こっちでも、ただでもなぜやれないんだということは再度要請して、できるだけ区画して、できれば耕作放棄地あるいは不良農地という部分を町内からできるだけなくしたいと考えていますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。そういうことで、課長たちも一生懸命頑張っているはずですから、もう少し様子見てください。以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p> <p>檜山 忠委員</p> | <p>檜山委員。</p> <p>106ページの漁港整備費についてのことなんですけど、田中委員も質問しておりましたけれども、私も再度確認をしたいと思います。</p> <p>漁港施設機能強化事業費負担金ということで1,900万円ぐらい、それから漁港施設機能保全事業費負担金ということで800万円ということが書いてあ</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| | <p>りますけれども、主要施策の84ページをちょっと見ていただきたいと思います が、この内訳を見ると、1,968万円というのはケーソン基礎製作となっ ていますが、これは、どうですか、遊砂というんですか、遊砂というのがあ って、それを防止するために県で岸壁を延長した経緯があったと思うん ですよ。そのときの負担金をまだ支払っているということですが、それは 何年前にやったのかどうか、それをまず知りたいのと、それからもう一つ は、859万7,000円の漁港内しゅんせつ関係なんですけれども、これは 二、三年前にもやった経緯があるような気がしますけれども、何年前に やって、今回またやることになったのか、それを教えていただけますか。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>農林水産課長。</p> |
| <p>農林水産課長 (赤坂千敏君)</p> | <p>お答えいたします。 この工事は、平成27年からスタートして今年度で終了と、とりあえずは 終了という形になります。 それで、1,968万円の負担金については、ケーソン基礎製作ということに 記述しておりますけれども、南防波堤の延長に係るケーソン、枠組みです ね、先ほど檜山委員がおっしゃられた延伸まではいかなくて、ただ枠の 工事を終了したという形になります。 859万7,000円に関しては、それこそしゅんせつ、漁港内にある砂を、 たまった砂を取り出す工事であります。これについても平成27年から今 年度までの工期となっております。以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>檜山委員。</p> |
| <p>檜山 忠委員</p> | <p>ということは、これは4年かけてやったやつが今とまった金額としてこ こに上がってきたのでしょうか。それとも、毎年毎年これ支払いをして いるということですか。 それから、もう一つあわせて聞いておきたいんですけども、今、漁港は どういう使い方をされていますか。先ほど田中委員からも話がありました けれども、荷揚げの関係、魚、漁獲してきたものを荷揚げの関係につ いては三沢漁港なり八戸漁港に持っていつているということのようです けれども、であれば、あそこには船がただ係留されているということ だけなんでしょうか。その係留されている船の数も、見たところ10隻 もいるかいないかのような感じがいたしておりますけれども、それにつ いてもどうなのか。そして、その係留するためにお金をいた</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 平野委員長 | <p>だいているのか、ただ無料であそこに係留をさせているのか、そこら辺あわせてお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>農林水産課長。</p> |
| 農林水産課長 (赤坂千敏君) | <p>お答えいたします。</p> <p>負担金に関しては、毎年度計画的に工事が進められておりまして、平成30年度の決算額が1,900万円と850万円という形になっております。平成31年度もまた負担金が発生しますけれども、今回の工事の内容でその負担額が決まっています。</p> <p>あと、漁港内に係留されている船の数ですけれども、詳しい数、私、把握今回していませんので、後刻報告したいと思います。</p> <p>また、無料なのかということですが、これに関しても確認して後刻報告させていただきます。</p> |
| 平野委員長 | <p>檜山委員。</p> |
| 檜山 忠委員 | <p>檜山です。</p> <p>そこら辺が問題なことなんですけれども、ただ漁港に当たって護岸の関係つくる、そのときに、さっきも言った遊砂というらしいんですけれども、それが入り込まないようにするということがあったんですが、今現在、それでストップしているのかどうか、ストップしていなければそれをもっともっと今度は延伸していかなければならないのか、そうやっていくと、ただただお金がかかる漁港になってしまうということにもなるわけですね。ましてや、そこから収益の上がない漁港であるならば、これどうなんでしょう、長期的に見て早いうちにそれをしっかりと確認をして決断するときには決断するということをしていかなければならないんじゃないかなと思うし、また県からはまだ町としては漁港として受け取ってはいないはずだと思います。</p> <p>そこで、町長に聞きたいんですけれども、しっかりとそれらの整備がなされた上でなければ町としては受けないと、そういう意思をしっかりと持っていますかどうかということと、今のようにお金が毎年毎年かかっていくということであるならば、それを再度、今後どうしていくのかというのを検討する考えがないかどうか、それをお聞かせ願いたいと思います。</p> |
| 平野委員長 | <p>農水課長。</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>農林水産課長 (赤坂千敏君)</p> | <p>お答えします。</p> <p>まず漁港の工事は今年度で一旦終了となりますけれども、今年度の工事としては南防波堤20メートル、それと平成30年度、ケーソンのみの工事でしたので、含めて40メートルの延伸工事が行われます。また、北防砂堤の22メートルの延伸工事も行われます。この工事に伴って漁港内のしゅんせつもあわせて行っております。私からは以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>町長。</p> |
| <p>町長 (成田 隆君)</p> | <p>答弁漏れがあればまた課長が再度答弁すると思います。</p> <p>私は、今私に聞かれた部分をお答えしたいと思います。</p> <p>まずもって、海の中の砂ですので、実は本音を言いますと、私は、県でもどうすればいいか、確かにこれで問題解決だよという結論は持っていないのではないのかなという気がしております。ですから、対応してみただめであればまた次はこうしよう、そしてまたそれでもだめだったらこうしようと。問題解決するまで対応したいんでしょうけれども、先ほど檜山委員がおっしゃったように、しからばどこまで金かかるの、県費あるいは町費がどこまでかかるんですかということも私もわかりませんが、今のところは県からこういう要請があってこの分負担してくれということ出さざるを得ないなということで、1割ですか、出してはいるんですけれども、県でも絶対これで大丈夫だという返事はできないと思っております。</p> <p>と申しますのは、川の砂、奥入瀬川を見ているとわかりますけれども、日々砂が下流に流れていますし、大雨降るたび相当の量、流れているでしょう、川底が下がっていますからね。そういう部分で、それが毎年上から海に砂が流れているはずですから、どこまでいっても切りがないような、底なし沼にはまったような砂の流れ方ではないのかなという気がしているので、いろいろな部分で県は試行錯誤していると思います。その中において、これだとまったというところが来れば恐らくいいでしょうけれども、そうでない限り何年かごとに船が入れないように港の入り口が埋まった、浅くなったという状況が続くものと思います。</p> <p>そういうことですので、早い機会に県がこれ以上どうするという打つ手がなくなったという結論を出すのか、それとも金がどこまでもあるから続けて工事するということになるのか、そこも含めて、町でもある程度の時期にこれ以上は町は負担し切れないよというところが来れば、それは先ほど檜山委員がおっしゃった決断することも検討しなければならぬのかな、しかしそれはきょうあすでな</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>平野委員長</p> | <p>く、何年先になるか、そういうことも含めて、雨は降るし、奥入瀬川は底をえぐられているから、しばらく砂は海に行くということを私は感じております。</p> <p>ですから、ここで今、何年後に決断できます、金負担やめますということは言えませんけれども、どうしても県で持て余し状態になれば、いずれかは、進めるか進めないかは決断しなければならないときは来ると思っておりますし、現段階ではこの答弁しか持っていないので、ご了解いただきたいと思っております。</p> <p>答弁漏れがありましたらまた課長に答弁させます。</p> |
| <p>農林水産課長 (赤坂千敏君)</p> | <p>農林水産課長。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>大変申しわけございません。先ほど答弁した内容ですけれども、しゅんせつ工事、あと延伸工事に関しては今年度で終了ということになりますけれども、これから2年間、2年程度、しゅんせつ、漂砂に関しては県でも観察をしていきたいと、その後、町行政とまた検討していくという約束をしておりますので、しゅんせつ工事に関しては今後も継続していくということだと考えております。</p> <p>先ほど町長からもお話がありました。百石漁港は河口の近くなので、漂砂はどうしてもあるなど感じております。しゅんせつ工事に関しては今後も継続して実施していけるよう県とも協議していきたいと考えております。以上です。</p> |
| <p>西館芳信委員</p> | <p>ほかにございませんか。</p> <p>西館委員。</p> |
| <p>西館芳信委員</p> | <p>西館です。</p> <p>今のやりとり、私も106ページの漁港に関して質問しようと思っていて、今のやりとり興味深く聞かせていただきました。</p> <p>ショックだったのは、何年か前に、私としては、奥入瀬川の上流からおりてくる砂の部分とはっきりと船だまりを区別するために工事をするから、漁港の船だまりの中のしゅんせつはほとんどしなくてもよくなるよという思いでいしましたが、今こうした論議がなされているということが、一つ、あらというふうに感じましたし、それから本来、南防波堤の延長というのは、あれは船の航行の安全、入りやすく出やすくするための工事でなかったのか、あれはしゅんせつに関係あったのか、このケーソンというのはしゅんせつだけですかという、この確認、前のそれこそ奥入瀬川の砂と船だまりの砂を区別できるという工事が本当になされたのかどうか、それから今のケーソン云々というのは、南防波堤の船の航行でなくて、しゅんせつに大いに関係するやつだよということ、2点、確認の意味</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>平野委員長</p> | <p>でお願いします。</p> <p>農林水産課長。</p> |
| <p>農林水産課長 (赤坂千敏君)</p> | <p>お答えいたします。</p> <p>南防波堤に関しては、漂砂を防ぐ目的でもありますし、波を消して、漁船が安全に航行できるためのものと伺っております。以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>西館委員。</p> |
| <p>西館芳信委員</p> | <p>答弁ありがとうございます。</p> <p>仮に答弁がどうであろうと、私が問題なのは、漁港というのは、これはもう、ましてや築港であれば、崩れてそれをまた直してというの、これはそれこそイチゴごっこみたいなもので、いつまでたってもやらなきゃならないと思います、整備に関してはですね。</p> <p>ところが、檜山委員も触れましたけれども、管理ということになりますと、そういうふうに入船がやすくなってきた、かつては大っぴらにほかの百石漁港の勝手を知らない人たちはなかなか入れなかったかもしれないけれども、今安全になってきたのだったら、誰でも入れるということをやりたい文句に、係留の必要性のある船を探してどんどん利用させる、東通の船でも大間の船でも、そうすることによって、県から移管云々という話も出ていましたけれども、この論議は10年前にもここでしたことがあります。</p> <p>つまり漁港法による漁港の定義、第1種から第4種までであったかな、もう10年前の話で私も記憶に余りないんですけど、第1種はたしか地元単独でそこを使っていけばいつまでたっても第1種で、そこはその自治体が管理しなければならないというのが法律で明文化されています。ところが、ほかのほうが使うと、それこそ1団体だけの使用じゃないから、結局第2種だか第3種になって、それは県の管理が可能だということで、そういうことで地元は金を出さなくてもよくなるということですから、その辺、あのとき一生懸命話し合いしたのに、いまだ県が管理するか町が管理するかというその方向性すら打ち出されていない、そして我が町はあのとき「なるほど」ということで、たしか担当者も了解して、そういう可能性もありますよねということをお互い確認していながら、何らそういう可能性すら確認していないというのは甚だ残念でなりません。</p> <p>あそこに船がとまって、船だまりにとまってお金取られるという話も聞いたこととはなし、それからホッキが五艘なんか船という制度になって、冬期間もあ</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>そこにみんな陸揚げされていて、船が係留されているのはわずかなんですよ。夏、秋、それプラス刺し網の船がちょっとあれば、実際はただ係留しているだけ、揚がっても、これ私そんなに確実に言えないけれども、陸揚げしてもいい船がいるのもありますし、それなりにあげようと思えばスペースができる、そのスペースをほかのほうが使ってそれを常態化させれば、県のほうに、いやここはおらほだけで使っているとこじゃないよというふうに、開き直りと言えど何だけれども、できるという言いわけにもなりますので、その辺少しでも努力して、まさかこれ毎年のように800万円、900万円という金がいまだにかかっているというのを私今聞いて本当にショックでした。ぜひ努力して見ていただけないでしょうかということ、答弁はよろしいです。</p> <p>要望、お願いということで終わります。</p> |
| 平野委員長 (委員席) | <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| 平野委員長 | <p>なしと認め、第5款から第7款までについての質疑を終わります。</p> <p>ここで、14時50分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時32分)</p> |
| 平野委員長 | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後2時50分)</p> |
| 平野委員長 | <p>次に、第8款土木費から第9款消防費までについての質疑を受けます。</p> <p>109ページから124ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>吉村委員。</p> |
| 吉村敏文委員 | <p>私は、1点について確認と説明をお願いいたします。</p> <p>114ページの私道整備補助金、主要施策では92ページの一番上にありますが、339万円、これ2件という形であるんですが、これほどこの地域なのかというのと、2件ですので、これは事業規模でいけば1件当たりどういう形で推移しているのかについて、それとあとこの私道整備補助金の趣旨、これをもう一度確認のためお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> |
| 平野委員長 | <p>地域整備課長。</p> |
| 地域整備課長 (西館道幸君) | <p>10番、吉村委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>決算書の114ページ、主要施策の92ページにございません私道整備補助金の</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>件でございます。</p> <p>今回の私道整備補助金につきましては、対象地区は北部の青葉地区と鶴久保地区で、およそ160万円と170万円ぐらいの工事を行ったこととなります。私道整備補助金につきましては、地権者等がなかなか寄附採納を受けられないような状況の私道につきまして、何とか自分たちで整備を、舗装整備等をしたいという場合に相談に来て、今回初めて補助金制度を活用したと聞いております。</p> <p>要件としましては、道路幅員が4メートル以上で、道路延長が20メートル以上のもの、また1つ以上の公道に接続していて、公道は舗装が整備済みであるとか、あとは道路として分筆、土地境界が確定している、そして所有権移転者全員と私道に接続する土地家屋所有者の同意がある、あるいは一般住宅3戸以上で隣接地が複数者に所有されているなどなど要件がございまして、その要件に当てはまればこの補助制度で舗装整備をみずから行えるという補助金になっております。以上です。</p> |
| 平野委員長 | 吉村委員。 |
| 吉村敏文委員 | <p>これ補助率は、これは何%、事業費に関しての何%の補助率なわけですか。</p> <p>それとあと、これは境界が決まった中で来るわけなんです、その後にはこれ町に対しての寄附採納という形になるわけですか。そうすると、そうしない場合は、例えば維持管理の問題はあくまでも町内会で、その地権者の方がやっていくという形になるんでしょうか、その辺もう一度お願いします。</p> |
| 平野委員長 | 地域整備課長。 |
| 地域整備課長 (西舘道幸君) | <p>この私道整備補助金につきましては、上限額がおおむね200万円程度を見込んで予算計上しておりますので、これに係る経費分は全て町から補助している内容になっております。</p> <p>あくまでもこの所有者といいますか、その申請した私道の所有者の方の管理になりますので、寄附を受けているわけではないので、その方々が補修等は今後していくこととなります。以上です。</p> |
| 平野委員長 | 吉村委員。 |
| 吉村敏文委員 | <p>わかりました。</p> <p>この部分に関しましては、始まって間もない制度なわけですが、昨年度で2件</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>平野委員長</p> | <p>ということでございますが、ことしについてはこの事業は引き続き行っているのでしょうか、またあるとすれば、今の時点で何件ぐらいの要請があるものかについて確認いたします。</p> |
| <p>地域整備課長 (西舘道幸君)</p> | <p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>相談としては何件か来ておりますけれども、今のところ、この事業を活用して、補助金を活用して事業を行うという路線につきましてはございません。どちらかというと寄附採納をしたいという要望が来ている路線等はその手続等をその方々がやられているところありますけれども、この事業を活用してということは、相談はありますが、ことし、今年度に限っては今のところは補助する予定はございません。以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>ほかにございせんか。</p> <p>佐々木委員。</p> |
| <p>佐々木 勝委員</p> | <p>1番、佐々木です。</p> <p>施策概要の96ページの消防費の件なんです、この内訳、事業内容あるんですが、いろいろな備品購入等々あるんですが、あくまでも町民の住宅そのほかの安全を守るためには必要な備品が多々ありますが、その中でちょっと小耳に挟んだのが、照明器具ですね、古くて、夜暗くて対処できないと、安全を確保できないという各分団が何カ所かあるそうですが、町ではその辺把握していますでしょうか、お願いします。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>まちづくり防災課長。</p> |
| <p>まちづくり防災課長 (三村俊介君)</p> | <p>お答えいたします。</p> <p>今の照明の話ですけれども、具体的な話はこちらにはいただいておりませんでした。照明以外に、例えば車両に関しての例えばいろいろな車両の故障ですとかそういったものに関しては、消防署で点検を行っておりまして、それに関しては防災課に連絡が来て、こちらで対応しておるんですけれども、照明に関しては特段、私のもとには分団から連絡等は来ておりませんでした。以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>佐々木委員。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 佐々木 勝委員 | <p>じゃ担当者には話ししている可能性がありますので、「自腹で買ってくれ」と言われたという話も聞いております、分団のですね。そういうのはあってはならないことだと思うんですよ。ある分団では、町のため、町民のためにそういったことをやるときに、安全を確保できないから出動できないと、出動しないというような話も多々聞いておまして、そういった町民と団員の安全の確保のためにはやはりそういうのも確保して、大した金額じゃないみたいです、20万円、30万円もしないと思うんですが、10何万つったかな。その辺含めて、今後安全のために、団員が安全にそういった消火活動できるような体制はとってほしいなと思うので、これからでも検討をよろしくをお願いします。</p> |
| 平野委員長 | <p>まちづくり防災課長。</p> |
| まちづくり防災課長 (三村俊介君) | <p>こちらでも事情を確認しまして、どの分団かわかりませんが、いろいろ会議等もありますので、その中で意見をいただいて、予算には限りがありますが、こちらでも安全確保のために、分団のですね、あるいは町の安全のためにその辺対応していきたいと思います。</p> |
| 平野委員長 | <p>ほかにございませんか。 柏崎委員。</p> |
| 柏崎利信委員 | <p>117ページの住宅管理費のところでもって、主要施策の成果のところ94ページでございますが、効果のところにもこのように書いてあります、「町営住宅の維持修繕を図り、入居者に対し快適な住環境を提供した」と。</p> <p>この中でもって、10団地かな、ここに木内々団地、戸数15とあります。現状は9世帯しか入っておりません。ここから退去者が出てからかなりの年数も経過しております。その後、募集しているのかどうか分かりませんが、どんどん出ていく一方でございまして、誰も入ってこない。これが現状です。この間まで、中下田団地に移った方が1人おられました、多分そっちの募集に応じて当選したのかもしれませんが、何ら町では、快適な住環境を提供したと言いながら、何も、改修も何もしていません。その昔は、15世帯あるところを12にして建てかえという話も昔あったんです、旧下田町時代に。それも多分図面も全部できていると思いますけれども、ただただ棚ざらしになっていると思います。</p> <p>ああいう状況の中において、効果でこのようなことを書いて、一体町は現状のまま快適な住環境を提供したとお考えでしょうか。まずその考え方をお聞きし</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 平野委員長 | たい。以上です。 |
| 地域整備課長 (西館道幸君) | <p>地域整備課長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>主要施策の94ページにあります町営住宅の修繕等に対する快適な住環境の整備ということで、これにつきましては、木内々住宅に関しては、委員おっしゃるとおり全部で15戸ありますけれども、5戸が政策空き家ということで、修繕が、かなりの修繕がかかって、とても住めるような状況にはないということで、そこにつきましては修繕は加えないで、あけておくという部分になっております。実際は15戸とありますが、そのうち5戸につきましては政策空き家としてそこには入居はさせていないというのが今の現状です。</p> <p>こちらの成果のところを書いた「快適な住環境」につきましては、こういった整備がかなり必要なもの以外の通常皆さんが居住している住居については修繕等を加えながら快適な住環境を整えているという意味合いでこういう説明にしているところであります。以上です。</p> |
| 平野委員長 | 柏崎委員。 |
| 柏崎利信委員 | <p>私は、さっき6世帯あいていると言ったんですよ。今、課長は5戸が政策空き家と。昔から政策空き家という言葉聞いています。これはなぜそういったことが出てきたかという、中下田団地に政策空き家があるんですよ。どこかの建てかえとか、例えば奥入瀬西団地とかあいつたところが建てかえのときに、引っ越して、引っ越し費用も町が持って、そのためにあけてあるというのがあったんですが、今は何をもちの目的で政策空き家しているのか、早く木内々の人が皆あそこからいなくなれば、建てかえか何かしてくれる目的なものなんだか。その辺がまず、何ゆえ政策空き家しているか。なぜ1戸、あいているんだけど、来月、10月に募集があるはずで、広報にも載っていたと思ったな。そのときは木内々の政策空き家以外の1戸は募集をかけるものですか。</p> |
| 平野委員長 | 地域整備課長。 |
| 地域整備課長 (西館道幸君) | <p>私が今お話した政策空き家の5戸につきましては、4月1日現在の数字でありましたので、今おっしゃるとおり、中下田の団地に1の方が木内々から移動したというのは確かに我々も捉えているところであります。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| 平野委員長 | <p>その木内々のあいた空き家につきましては、まだ入れる、今までも住んでおりましたので、入れる状況というのを確認してから入居の募集をすることになるかと思えます。以上です。</p> |
| 柏崎利信委員 | <p>柏崎委員。</p> <p>そうすると将来的にあの木内々団地が古くなって、1人欠け、もう一人いなくなりとかって行ってゼロになったときはどのようになさるおつもりですか。木内々には町営住宅は要らないと、最近1戸建てがぼぼっとふえてきているもんだごで、やはり木内々には1戸建てが似合うなというようなことになるかもしれませんが、町営住宅の将来展望を、木内々地区に関してだけの町の考え方を教えてください。</p> |
| 平野委員長 | 町長。 |
| 町長 (成田 隆君) | <p>今、いろいろ町内会のこと詳しい町内会長さんが言ってくれましたが、私たちのほうでは町営住宅に詳しい担当課長が答弁したわけですが、私も正直なところ木内々の町営住宅が何戸あいているかまでは存じ上げておりませんが、将来的には、木内々団地だけでなく、あそこは曙団地ですか、あの辺も相当数あいている、建てかえたいという思いで、新たに入る人はとめているはず、とめているというのは、寝泊まりの泊まるでなく停止しているほうですね、しているはずですけども、何せこういう財政状況ですので、建てかえたい、そしてまた低所得者を入れたいという希望、夢はあるんですけども、なかなかそこまで手が回らない、予算が配置できないというのが現状でありまして、木内々の住宅も今使えるのは1つとしても、使えない部分はしばらくあけざるを得ないのかなと感じております。以上です。</p> |
| 平野委員長 | 地域整備課長。 |
| 地域整備課長 (西館道幸君) | <p>今、町長がお答えしたように、木内々団地に限らず、ほかにも三田とか芦野とか、曙とか、古い住宅も多々あるわけですので、それらを今後どのような形で整備していくのか、必要に応じて整備していくのかという部分になってくると思いますので、木内々に限らず、それは長期的な形で町営住宅をどういう形で進めていくかというのは今後の課題として捉えているところであります。</p> <p>特に木内々団地につきましては、入居者、今回1名の方が中下田に移りました</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| | <p>けれども、やはり浴室がないという部分、結構古い建物ですと浴室を自分で準備してまでそこに住むというのはなかなか厳しいのかなという部分もあったりして、浴室があるところに移りたいということもありましたので、その住宅の事情等も大分変わってきているところもありますので、安いところにぜひ住みたいという人もいるでしょうし、やはり快適な住環境を求める方もさまざまおられると思いますので、今後、古い住宅につきましては長期的な形で、展望で、課題と捉えながら整備の方向性を今後決めていきたいと思います。以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>ほかに。「浴室はあるんだよ」の声あり</p> <p>答弁漏れありますか。「浴室のことをへれば、質問しなかったけれども、浴室はあるの。ただ、風呂おけを自分で用意しろっつうことなんだや」の声あり)</p> |
| <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p> | <p>失礼しました。そのとおりです。浴室はありますが、浴槽がないという状況です。すいませんでした。訂正いたします。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>ほかにございませんか。</p> <p>西館委員。</p> |
| <p>西館芳信委員</p> | <p>西館です。1点お願いします。</p> <p>消防費、120ページのずっと下に、百石第4分団拠点施設建てかえ工事設計委託料133万円ちょっと計上されております。この設計の委託によって、ここ何日かの間に入札の業務も進んでいるということを知っております。この設計の内容と、そして入札が今どう進んでいるか、それをまずお聞かせください。</p> |
| <p>平野委員長</p> | <p>まちづくり防災課長。</p> |
| <p>まちづくり防災課長 (三村俊介君)</p> | <p>それではお答えいたします。</p> <p>まず、こちらの百石第4分団拠点施設整備工事ということで、整備の概要でございます。</p> <p>こちらにつきましては、第4分団、藤ヶ森地区の現在の屯所が耐用年数を過ぎてということもあって、違う場所に移転工事するという内容となっております。その場所につきましては、百石小学校のちょうど北側の角地ということで、牛込平地区のあちらの場所を平成29年度に町で買収しております。そちらの土地にこのたび屯所建設ということで進めております。</p> <p>その建設に当たって、実施設計ということで、発注するまでの設計書等の作成</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>業務ですとか図面、いろいろな手続等ありますけれども、そちらを一括して町内の業者に委託しております。そちらのほう昨年度事業完了しております、今年度の補正予算にその予算3,100万円ということで要求してご承認いただきました。</p> <p>このたび、その3,100万円の予算の中でこちらで金額等再度精査しまして、財政とも協議して、これまでは指名競争入札という形をとっていたんですけども、さきの全協でもご説明したとおり、町の一般競争入札、建築工事2,000万円以上ということで、そちらのほうできるようになったということもありまして、今回は一括して建築工事ということで入札を行うということでございます。</p> |
| 平野委員長 | 財政管財課長。 |
| 財政管財課長 (岡本啓一君) | <p>私からは、今進行中の入札の件についてご説明申し上げます。</p> <p>このたびの屯所の工事につきましては、今ちょっと触れましたように、条件つき一般競争入札ということで、昨日公告したところでございます。</p> |
| | <p>入札の予定日は9月26日としてあるところです。</p> <p>条件設定につきましては、地域要件を当町と、当町と隣接する六戸町、五戸町、三沢市、八戸市のほか十和田市の地域要件、それと建築一式工事の格づけAということで、当町の入札参加資格者名簿に登録されている業者ということで公告してございます。以上でございます。</p> |
| 平野委員長 | 西館委員。 |
| 西館芳信委員 | <p>いろいろ私も、それこそ佐々木委員じゃないけれども、これきのうあたり小耳に挟みまして、これに業者の人たちが結構いろいろ話ししているというのを聞きました。というのは、今までのやり方と違って一般競争入札、これ恐らく初めてということでいいのかな。初めてということで、その辺、業者の人たちがちゃんと理解しているのかどうかわからないんですけども、この種の工事は、今までは例えば町なかでは有限会社だとかほとんど実質個人業者という人たちが入札とって、そしてやってきたということが珍しくない。</p> <p>しかし、今回は町の業者が4社しか入れなくて、今進行中なのにこういう話になっているんですね。4社しか入れなくて、24社が町外から入ってくると、そして価格も最終的には予定価格からさらに15%ぐらい落ちるかもしれないから、おいらせ町の中堅業者は入れないだろうと。しかも、ここに格づけAということで、格づけAと言いましたよね、格づけA、トップクラスの、今まではそ</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>ういうふうにして大分小さいところもこれに絡んでいたんだけど、今回はトップの業者が入ってしまって、恐らく町なかではここが一番だろうという話をしているのがわかりました、格づけAということにしたから。</p> <p>これ何たかたAでなきゃだめなんですか。そういう業者の方々の懸念するようなことを町としてはどう捉えていますか。その懸念というのは、町の中堅業者は入るすき間がないだろうと思っていることを、一般競争入札だから仕方ねえってば仕方ないんですが、どう感じますかね、お願いします。</p> |
| 平野委員長 | 財政管財課長。 |
| 財政管財課長 (岡本啓一君) | <p>ただいまのご質問に答弁申し上げます。</p> <p>今回、格づけA級ということで、当町で建築一式で名簿登録している業者は、B級も含めると本当はもっとあるんですけども、A級とすることによって町内では4業者しか入らないといったようなこととなりました。</p> <p>今回、条件を設定するに当たって、当町でも初めて一般競争入札を本格的にやるという工事として、さまざまな自治体の実績とか、どういう条件設定をしているのかなというのを情報いろいろ集めて、今回やってみたものでございます。</p> <p>私も当然B級というところが入らないというのはちょっと気にはかかって確かにおりました。ただ、BもAもということで地域要件を設定してしまうと想定業者が40社も50社も、地域要件を同じとした場合ですね、40社も50社もなってしまうということもあって、他町村の実施状況も勘案しまして今回A級としたものでございます。</p> <p>ただし、もちろん町内業者の参加機会ということにしてもやはり常に大事なかなと思っていましたので、今回、1回実施してみて、次というときにもう一回検証、今回の実施状況を見ながらもう一回再検討してみたいなという考えは持っておりました。以上です。</p> |
| 平野委員長 | 西館委員。 |
| 西館芳信委員 | <p>まあ無制限に単に一般競争入札ということだと事務局の事務も膨大になるかと思えます。JVの事務的なことの仕様だとかそういうのも何かこの前ほめかしてもらったような気もしますし、ただ、おこがましいようですが、私たち委員の側からすれば、町民の立場に立って考えれば、やはり少しでも町内の業者の人たちのチャンスを大きくしてもらいたいと思えば、B級にも、大変でしょうけれども、ひとつよろしくお願いします。というふうに、一般的に言って終わら</p> |

| | |
|-------------------|--|
| 平野委員長 | <p>いと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>ほかにございませぬか。</p> <p>松林委員。</p> |
| 松林義光委員 | <p>今の西館委員の質問を聞いていましたけれども、私もいささか疑問を感じております。もう一度検証していただきたいと思ひます。それはそれで終わりますけれども。</p> <p>94ページ、住宅管理費、これ町営住宅、現在300戸あるわけですが、本来は監査委員の審査意見書のときに質問すればよかつたなと思っておりますけれども、この住宅使用料の収入未済額、平成31年3月31日現在で1,400万円あります。厳しい財政の中、私は財政運営に大きく影響すると思ひますけれども、これは何年、長い人では何年ぐらい滞納、納めていないことになりますか。</p> |
| 平野委員長 | <p>地域整備課長。</p> |
| 地域整備課長 (西館道幸君) | <p>滞納の最大でどの方が何年という資料ちょっと今手元にございませぬので、後刻答弁させていただきます。すいません。</p> |
| 平野委員長 | <p>松林委員。</p> |
| 松林義光委員 | <p>私は別に地域整備課長に意地悪な質問をする気はさらさらございませぬ。ただ、今、多目的ドームに始まって、財政課長、副町長、財政が厳しいと、この文句です。この町営住宅使用料1,400万円、学校給食費もあります。いろいろありますよ。滞納額ありますけれども、住宅に入っていて納めない。納めなくても入居できるんですか。長年納めなくても入居できるんでしょうか。</p> <p>地域整備課長、きょうは決算委員会ですよね。こういう数字が監査委員から指摘されている、5ページですけれども、このくらいの額があれば、財政が厳しいんだから、ある程度、ある程度ね、私は調べておくものと思ひますけれども、その辺はやはりわからないということになりますか。</p> |
| 平野委員長 | <p>地域整備課長。</p> |
| 地域整備課長 (西館道幸君) | <p>最初の、滞納していても入っているのかということで、私も当初はそういう思ひでいたんですけれども、やはり低所得者のために住宅を提供しているというこ</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>とで、ある程度とりあえず現年を、基本的には、そういう方もおりますので納めてもらっている関係もあって、どうしても過去のものが残って不納欠損となっているケースも多々あるようでありまして、全く納めていないという状況ではないということで、このように額が高額になっているということで、退去もなかなか、そういう状況にもありますので、町としては進められないということで、このまま住んでいただいているという状況を聞いております。以上です。</p> |
| 平野委員長 | 松林委員。 |
| 松林義光委員 | <p>長年入居していても、滞納しても、退去は町としてはできないということだと思いますけれども、それはそれとして仕方がないと思いますけれども。</p> <p>監査委員をお願いをしておきます。このとおりの滞納額たくさんあります。町民税から軽自動車税から保育料からさまざまいっぱいあります。ですから、健全な財政運営のためにも、監査委員としても滞納額をなくするように極力それに視点を向けて監査をしてもらいたいと、そのことをお願いして終わります。</p> <p>以上です。</p> |
| 平野委員長 (委員席) | <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| 平野委員長 (委員席) | <p>なしと認め、第8款から第9款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第10款教育費から第13款予備費までについての質疑を受けます。</p> <p>123ページから152ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| 平野委員長 | <p>なしと認め、第10款から第13款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳出についての質疑を終わります。</p> <p>次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての質疑を受けます。154ページから162ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> |
| 檜山 忠委員 | <p>檜山委員。</p> <p>161ページを見ていただきたいと思うんですが、ここに物品として書いてあって、いろいろ町の物品関係、自動車含めていろいろ書いてありますけれども、ちょっとお尋ねしたいのは、歩道用の除雪車とかそういうの、それからまたは樹木を、チップクラッシャーというんですか、チップ化する機械とかそういうのが</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| 平野委員長 | <p>あると思うんですけども、それらはどこの部分に分類されて入るんですか。</p> <p>総務課長。</p> |
| <p>総務課長 (泉山裕一君)</p> | <p>物品のところは、総務課で車両の管理をしておりますけれども、今お話しになった歩道用除雪車とか、あとそれから木材チップを行うものに関してみれば、車両でないので、ここの物品のところには上がってこないと思います。</p> <p>以上になります。</p> |
| 平野委員長 | <p>檜山委員。</p> |
| 檜山 忠委員 | <p>じゃどこに上がってくるんですか、何かちょっと見かけないみたいな気がするけれども。後で調べて、財産だと思いますので、後で調べたら、どこに入っているんだというのを教えていただければ、いいです。</p> |
| <p>平野委員長 (委員席)</p> | <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| <p>平野委員長 (委員席)</p> | <p>なしと認め、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、認定第1号の質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| <p>平野委員長 (委員席)</p> | <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| 平野委員長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第1号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの8議案のうち、本日は認定第1号、平成30年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についての歳入歳出全ての審査が終わりました。よって、あすは認定第2号、平成30年度</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| <p>(委員席)</p> <p>平野委員長</p> | <p>おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての歳入から審査を行うこととなりますが、これに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本特別委員会に付託されました認定の審議はそのように取り扱うことに決しました。</p> <p>これで、本日の会議を閉じます。</p> <p>あすの本会議は、引き続き本会議場において午前10時から議案の審議を行います。</p> <p>本日の本会議は、これで延会といたします。</p> <p style="text-align: right;">(延会時刻 午後3時31分)</p> |
| <p>事務局長</p> <p>(小向正志君)</p> | <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> |